

議第4号

令和4年度酒田市一般会計補正予算（第12号）について

令和4年度酒田市一般会計補正予算（12号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和5年2月10日提出

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

令和4年度酒田市一般会計補正予算 (第12号)

歳入歳出予算補正
歳出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
						特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10	教育費		5,387,166	△ 79,070	5,308,096	8,223	△ 923	△ 10,700	△ 8,815	△ 66,855
	1	教育総務費	1,134,457	△ 59,438	1,075,019	0	△ 1,134	△ 800	4,617	△ 62,121
		2 事務局費	622,339	△ 33,988	588,351				5,013	△ 39,001
		3 指導費	264,354	△ 14,230	250,124		△ 499		894	△ 14,625
		4 学事費	242,603	△ 11,220	231,383		△ 635	△ 800	△ 1,290	△ 8,495
	2	小学校費	1,109,393	△ 15,233	1,094,160	△ 322	111	△ 6,600	0	△ 8,422
		1 学校管理費	529,217	△ 1,189	528,028					△ 1,189
		2 教育振興費	81,773	△ 4,716	77,057	△ 322				△ 4,394
		3 学校保健費	476,742	△ 4,210	472,532		111	△ 2,500		△ 1,821
		4 学校建設費	21,661	△ 5,118	16,543			△ 4,100		△ 1,018
	3	中学校費	659,000	△ 8,672	650,328	△ 373	80	△ 800	0	△ 7,579
		1 学校管理費	186,083	△ 2,626	183,457					△ 2,626
		2 教育振興費	75,258	△ 4,099	71,159	△ 373				△ 3,726
		3 学校保健費	394,836	△ 1,832	393,004		80	△ 700		△ 1,212
		4 学校建設費	2,823	△ 115	2,708			△ 100		△ 15
	4	生涯学習費	1,158,425	△ 7,110	1,151,315	△ 143	20	0	△ 12,533	5,546
		1 生涯学習振興費	399,255	△ 5,027	394,228				△ 3,183	△ 1,844
		2 文化振興費	369,075	△ 1,548	367,527		70		△ 8,550	6,932
		3 文化財保護費	82,990	△ 535	82,455	△ 143	△ 50		△ 800	458
	5	保健体育費	1,325,891	11,383	1,337,274	9,061	0	△ 2,500	△ 899	5,721
		1 スポーツ振興費	1,325,891	11,383	1,337,274	9,061		△ 2,500	△ 899	5,721

令和 4 年度酒田市一般会計補正予算 (第 12 号) の概要
(教育委員会関連分)

1 補正予算規模	△79,070 千円
2 補正後の予算規模	5,308,096 千円

3 補正項目及び補正額
(歳出補正 主な事業)

<企画管理課>

- ① 教育委員会事務局管理事業 5,012 千円
基金利子、基金配当金及び寄附金を教育振興基金に積立てするための増額 (積立金 5,012 千円)
〔現計 4,314 千円 + 補正額 5,012 千円 = 補正後 9,326 千円〕
- ② 学校施設長寿命化事業 (小学校) △3,861 千円
事業費確定に伴う減額 (委託料△3,861 千円)
〔現計 13,211 千円 + 補正額△3,861 千円 = 補正後 9,350 千円〕

<学校教育課>

- ① 外国語指導助手招致事業 △4,067 千円
決算見込みによる減額 (普通旅費△3,316 千円、役務費△439 千円、借上料△262 千円、備品購入費△50 千円)
〔現計 9,256 千円 + 補正額△4,067 千円 = 補正後 5,189 千円〕
- ② 中学校大会出場支援事業 △4,977 千円
決算見込みによる減額 (補助金△4,977 千円)
〔現計 10,784 千円 + 補正額△4,977 千円 = 補正後 5,807 千円〕
- ③ 学習バス・スクールバス管理事業 △4,000 千円
決算見込みによる減額 (修繕料 2,300 千円、燃料費及び光熱水費 600 千円、役務費△100 千円、委託料△6,500 千円、借上料△300 千円)
〔現計 165,439 千円 + 補正額△4,000 千円 = 補正後 161,439 千円〕
- ④ 遠距離通学対策事業 △4,000 千円
決算見込みによる減額 (委託料△3,500 千円、借上料△500 千円)
〔現計 36,840 千円 + 補正額△4,000 千円 = 補正後 32,840 千円〕

<社会教育文化課>

- ① 生涯学習施設管理運営事業 △3,167 千円
決算見込みによる減額 (報償費△114 千円、費用弁償△8 千円、光熱水費△3,045 千円)
〔現計 170,886 千円 + 補正額△3,167 千円 = 補正後 167,719 千円〕
- ② 土門拳記念館管理事業 2,235 千円
新型コロナウイルスの減収補填のための指定管理料の増額 (委託料 2,235 千円)
〔現計 55,529 千円 + 補正額 2,235 千円 = 補正後 57,764 千円〕

<スポーツ振興課>

- ① 体育施設管理事業 16,526 千円
新型コロナウイルスの減収補填と電気料の値上げに伴う指定管理料の増額（委託料 16,526 千円）
〔現計 327,070 千円＋補正額 16,526 千円＝補正後 343,596 千円〕
- ② 体育施設照明設備改修事業 △2,811 千円
事業費確定に伴う減額（工事請負費△2,811 千円）
〔現計 44,974 千円＋補正額△2,811 千円＝補正後 42,163 千円〕

（歳入補正 主なもの）

- ① 使用料 △8,661 千円
中央公民館・清亀園使用料△3,500 千円、公益研修センター使用料△800 千円、出羽遊心館使用料△1,000 千円、市民会館使用料△3,361 千円
〔現計 60,727 千円＋補正額△8,661 千円＝補正後 52,066 千円〕
- ② 国庫補助金 8,223 千円
特別支援教育就学奨励費補助金△695 千円、都市構造再編集中支援事業補助金△143 千円、社会資本整備総合交付金 9,061 千円
〔現計 96,959 千円＋補正額 8,223 千円＝補正後 105,182 千円〕
- ③ 県補助金 △1,114 千円
小中学校音楽教室支援事業費補助金 276 千円、被災児童生徒就学支援等事業費補助金△635 千円、教職員働き方改革推進事業費補助金△2,352 千円、運動部部活動指導員配置促進事業費補助金 1,568 千円、市町村総合交付金△60 千円、地域ぐるみの学校安全体制整備事業費補助金△12 千円、新聞を活用した教育活動への支援事業費補助金△600 千円、市町村郷土愛醸成等事業費補助金 631 千円、音楽団体活用事業費補助金 70 千円
〔現計 6,949 千円＋補正額△1,114 千円＝補正後 5,835 千円〕
- ④ 寄附金 4,203 千円
教育総務費寄附金 5,003 千円、旧鑑屋修復事業支援寄附金（ガバメントクラウドファンディング）△800 千円
〔現計 1,005 千円＋補正額 4,203 千円＝補正後 5,208 千円〕
- ⑤ 基金繰入金 △537 千円
教育振興基金繰入金△537 千円
〔現計 9,810 千円＋補正額△537 千円＝補正後 9,273 千円〕
- ⑥ 市債 △10,700 千円
以下は充当事業別教育債補正額
平田地区給食施設整備事業△2,500 千円、学校施設長寿命化事業（小学校）△2,900 千円、学校空調設備整備事業（小学校）△1,200 千円、中学校給食事業△700 千円、学校空調設備整備事業（中学校）△100 千円、学習バス・スクールバス整備事業△800 千円、体育施設照明設備改修事業△2,500 千円
〔現計 899,900 千円＋補正額△10,700 千円＝補正後 889,200 千円〕

議第 5 号

酒田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

酒田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 5 年 2 月 1 0 日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

酒田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（酒田市史編さん委員会条例の一部改正）
- 2 酒田市史編さん委員会条例（平成 1 7 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 1 項中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 2 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 1 0 条中「教育委員会」を「企画部」に改める。
第 1 1 条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（酒田市土門拳記念館設置管理条例の一部改正）

3 酒田市土門拳記念館設置管理条例（平成17年条例第200号）の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項第7号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「「教育委員会」又は」を削る。

第6条から第14条まで及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（酒田市美術館設置管理条例の一部改正）

4 酒田市美術館設置管理条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項第8号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「から第15条までの規定」を「、第14条第1項及び第3項、第15条第1項」に改め、「「教育委員会」又は」及び「、「市は」とあるのは「指定管理者は」と」を削る。

第6条から第12条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第1項及び第3項、第15条並びに第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「き損」を「毀損」に改める。

第22条及び第24条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（酒田市文化財保護条例の一部改正）

5 酒田市文化財保護条例（平成17年条例第209号）の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第6条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項中「市は」を「市長は」に改め、同条第2項中「教育委員

会」を「市長」に改める。

第10条中「市」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に、「き損」を「毀損」に改める。

第12条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第15条から第18条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第20条から第22条まで、及び第24条から第27条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第29条中「教育委員会の」を「市長の」に改め、「教育委員会に」を削る。

第30条及び第32条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第37条中「教育委員会」を「企画部」に改める。

第39条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(酒田市旧白崎医院設置管理条例の一部改正)

- 6 酒田市旧白崎医院設置管理条例（平成17年条例第210号）の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第2号及び第6条中「き損」を「毀損」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(酒田市阿部記念館設置管理条例の一部改正)

- 7 酒田市阿部記念館設置管理条例（平成17年条例第211号）の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書中「教育委員会」を「、市長」に改める。

第7条中「き損」を「毀損」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(酒田市旧阿部家設置管理条例の一部改正)

8 酒田市旧阿部家設置管理条例（平成17年条例第212号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「き損」を「毀損」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（酒田市旧鑑屋設置管理条例の一部改正）

9 酒田市旧鑑屋設置管理条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項第3号及び第6条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第11条及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第14条ただし書及び第15条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「き損」を「毀損」に改める。

第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（酒田市松山歴史公園設置管理条例の一部改正）

10 酒田市松山歴史公園設置管理条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生涯学習活動」を「文化活動」に改める。

第3条中「酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「から第15条まで及び第17条第2項の規定中「教育委員会」とあり、並びに第19条及び」を「、第14条、第15条第1項及び第2項、第17条第2項、第19条並びに」に改める。

第6条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第11条から第14条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市」に改める。

第17条及び第18条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1号中「市又は教育委員会」を「本市」に改める。

第23条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(酒田市文化芸術基本条例の一部改正)

1.1 酒田市文化芸術基本条例(平成30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第3項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(経過措置)

1.2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に本則各号に掲げる事務について法令の規定により酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。当該事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づきその権限が酒田市教育委員会教育長に委任されている場合にあっては、酒田市教育委員会教育長。以下同じ。)がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの(次項に関するものを除く。)又はこの条例の施行の際現に法令の規定により教育委員会になされている申請、届出その他の行為で施行日以後においては本則の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの(次項に関するものを除く。)は、施行日以後においては、市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

1.3 施行日前に附則第3項から第11項までの規定による改正前の酒田市土門拳記念館設置管理条例、酒田市美術館設置管理条例、酒田市文化財保護条例、酒田市旧白崎医院設置管理条例、酒田市阿部記念館設置管理条例、酒田市旧阿部家設置管理条例、酒田市旧鑑屋設置管理条例、酒田市松山歴史公園設置管理条例及び酒田市文化芸術基本条例(以下「改正前の土門拳記念館設置管理条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前の土門拳記念館設置管理条例等の規定により教育委員会に対してなされている申請、届出その他の行為は、附則第3項から第11項までの規定

による改正後のそれらの条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 14 この条例の施行の際現に附則第2項、第5項及び第11項の規定による改正前の酒田市史編さん委員会条例、酒田市文化財保護条例及び酒田市文化芸術基本条例（以下「改正前の市史編さん委員会条例等」という。）の規定により酒田市史編さん委員会の委員及び酒田市史地区編さん委員会の委員、酒田市文化財保護審議会の委員並びに酒田市文化芸術推進審議会の委員（以下「委員会等の委員」という。）として教育委員会から委嘱されている者は、施行日において、附則第2項、第5項及び第11項の規定による改正後のそれらの条例（以下「改正後の市史編さん委員会条例等」という。）の相当規定により委員会等の委員として市長から委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の市史編さん委員会条例等の規定にかかわらず、その者に係る改正前の市史編さん委員会条例等の規定により教育委員会から委嘱された委員会等の委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

（提案理由）

市の行政組織の変更に伴い、市長が文化に関すること及び文化財の保護に関することについて管理及び執行できるよう制定するものである。

酒田市史編さん委員会条例新旧対照表(附則第2項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市の市史の編さんに関し、<u>市長</u>の諮問機関として酒田市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>市長</u>の諮問に応じ必要な事項を調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(幹事)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 幹事は、市の職員のうちから、<u>市長</u>がこれを任命する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(地区委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地区委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>企画部</u>において行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市の市史の編さんに関し、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)の諮問機関として酒田市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ必要な事項を調査及び審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(幹事)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 幹事は、市の職員のうちから、<u>教育委員会</u>がこれを任命する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(地区委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地区委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>教育委員会</u>において行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

酒田市土門拳記念館設置管理条例新旧対照表(附則第3項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理、運営に関して<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 前条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合における第13条、第15条第1項及び第16条中<u>「市長」とあるのは「指定管理者」と、「入館料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要なものとして別に定める書面</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理、運営に関して<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 前条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合における第13条、第15条第1項及び第16条中「<u>教育委員会</u>」又は「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、「入館料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特に必要なものとして別に定める書面</p> <p>2 (略)</p>

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、別に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、記念館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続す

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、別に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、記念館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期

ることができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(開館時間)

第11条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第12条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、記念館への入館を拒み、又は観覧の許可をしないことができる。

(1)～(3) (略)

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった記念館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(開館時間)

第11条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第12条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、記念館への入館を拒み、又は観覧の許可をしないことができる。

(1)～(3) (略)

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった記念館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

酒田市美術館設置管理条例新旧対照表(附則第4項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 美術館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理、運営に関して<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 前条の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合における第13条、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第17条第2項、第18条第1項及び第2項、第19条、第20条並びに第22条中_____「市長」とあるのは「指定管理者」と_____読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要なものとして別に定める書面</p>	<p>本則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 美術館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理、運営に関して<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 前条の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合における第13条から第15条までの規定、第17条第2項、第18条第1項及び第2項、第19条、第20条並びに第22条中「<u>教育委員会</u>」又は「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、「<u>市は</u>」とあるのは「<u>指定管理者は</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特に必要なものとして別に定める書面</p>

2 (略)

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、別に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、美術館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続す

2 (略)

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、別に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、美術館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を

ることができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(開館時間)

第11条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第12条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館及び使用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、美術館への入館を拒み、又は次条の許可をしないことができる。

(1) (略)

(2) 美術館の施設又はその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) (略)

(使用許可)

継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(開館時間)

第11条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第12条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館及び使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、美術館への入館を拒み、又は次条の許可をしないことができる。

(1) (略)

(2) 美術館の施設又はその展示物等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) (略)

(使用許可)

第14条 美術館の市民ギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 市長は、許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、市民ギャラリーの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(3)～(6) (略)

2 (略)

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった美術館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 美術館の市民ギャラリーを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 教育委員会は、許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、市民ギャラリーの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。

(3)～(6) (略)

2 (略)

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった美術館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により美術館の施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減免することができる。

(特別の設備)

第22条 使用者は、美術館を使用する場合において特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第21条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により美術館の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減免することができる。

(特別の設備)

第22条 使用者は、美術館を使用する場合において特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

酒田市文化財保護条例新旧対照表(附則第5項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>第2章 市指定有形文化財</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、市内に存する有形文化財(法及び県条例の規定により有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定をするときは、<u>市長</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項の規定により指定をしたときは、<u>市長</u>は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、市指定有形文化財がその価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>第2章 市指定有形文化財</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、市内に存する有形文化財(法及び県条例の規定により有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定をするときは、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項の規定により指定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、市指定有形文化財がその価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>4 前項の場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者に通知しなければならない。</p> <p>5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の解除の通知を受けたとき及び前項の規定により通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を<u>市長</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者の管理義務等)</p> <p>第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び<u>市長</u>の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者は、その氏名、名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、この条例に基づく<u>市長</u>の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利及び義務を継承しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(滅失、<u>毀損</u>等)</p> <p>第7条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(管理又は修理の補助)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有</p>	<p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者に通知しなければならない。</p> <p>5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の解除の通知を受けたとき及び前項の規定により通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>(所有者の管理義務等)</p> <p>第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者は、その氏名、名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、この条例に基づく<u>教育委員会</u>の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利及び義務を継承しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(滅失、<u>き損</u>等)</p> <p>第7条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(所在の変更)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(管理又は修理の補助)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有</p>
---	---

者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市長は、その経費の一部に充てさせるため当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、この条例並びにこの条例に基づく規則及び市長の指示に違反したとき。

(2)・(3) (略)

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市長は、市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 (略)

(現状変更の届出等)

第12条 市指定有形文化財の現状を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を市長に届け出て許可を受けなければならない。ただし、規則で定める範囲の維持の措置をする場合は、この限りでな

者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会の指示に違反したとき。

(2)・(3) (略)

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 (略)

(現状変更の届出等)

第12条 市指定有形文化財の現状を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出て許可を受けなければならない。ただし、規則で定める範囲の維持の措置をする場合は、この限り

い。

- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出等)

第13条 市長は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第9条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による届出を行って修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第14条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、公開の用に供するため出品することを勧告することができる。

2 (略)

- 3 市長は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 4 第1項の規定により出品したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第15条 市長は、市内に存する無形文化財(法及び県条例の規定により無

でない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出等)

第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第9条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による届出を行って修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、公開の用に供するため出品することを勧告することができる。

2 (略)

- 3 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 4 第1項の規定により出品したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第15条 教育委員会は、市内に存する無形文化財(法及び県条例の規定に

形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定するに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 (略)

4 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者として認定するに足る者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 (略)

(解除)

第16条 市長は、市指定無形文化財がその価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとして、保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとみなす。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第17条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他

より無形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定するに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者として認定するに足る者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 (略)

(解除)

第16条 教育委員会は、市指定無形文化財がその価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとして、保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとみなす。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第17条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他

規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存)

第18条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自らその記録の作成、伝承者の養成その他適当な措置を行い、又は保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第19条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は記録の所有者に対し、その公開を勧告することができる。

2 前項の場合には第14条第2項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該市指定無形文化財の記録が滅失し、又は毀損した場合には、同条第4項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第20条 市長は、市指定無形文化財の保持者その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第21条 市長は、市内に存する有形の民俗文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 (略)

規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第18条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自らその記録の作成、伝承者の養成その他適当な措置を行い、又は保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第19条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は記録の所有者に対し、その公開を勧告することができる。

2 前項の場合には第14条第2項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該市指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、同条第4項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第20条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第21条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第22条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 (略)

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第24条 市長は、市内に存する記念物(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定史跡、酒田市指定名勝又は酒田市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第25条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 (略)

(土地の所有等の異動の届出)

第26条 市指定史跡名勝天然記念物の地域内の土地について、その所在、地番、地目又は地積の異動があったときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更の届出等)

第27条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則の定める範囲の維持の措置をする場合、又は保存に影響を及ぼす行為が軽微である場合は、その限りでない。

(解除)

第22条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 (略)

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第24条 教育委員会は、市内に存する記念物(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを酒田市指定史跡、酒田市指定名勝又は酒田市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第25条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、その指定を解除することができる。

2・3 (略)

(土地の所有等の異動の届出)

第26条 市指定史跡名勝天然記念物の地域内の土地について、その所在、地番、地目又は地積の異動があったときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更の届出等)

第27条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、規則の定める範囲の維持の措置をする場合、又は保存に影響を及ぼす行為が軽微である場合は、その限りでない。

2 (略)

第6章 酒田市文化財保護審議会

(設置)

第29条 市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議させるため、酒田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問)

第30条 市長は、次に掲げる事項についてはあらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1)～(5) (略)

(委員)

第32条 委員は、文化財に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(庶務)

第37条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 (略)

第6章 酒田市文化財保護審議会

(設置)

第29条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議させるため、教育委員会に酒田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問)

第30条 教育委員会は、次に掲げる事項についてはあらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1)～(5) (略)

(委員)

第32条 委員は、文化財に関し知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第37条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

酒田市旧白崎医院設置管理条例新旧対照表(附則第6項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 旧白崎医院の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 入館者は、旧白崎医院において次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物、附属設備等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失しないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 入館者が、故意又は過失によって旧白崎医院の建物、附属設備等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等のやむを得ない場合は、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 旧白崎医院の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 入館者は、旧白崎医院において次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物、附属設備等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失しないこと。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 入館者が、故意又は過失によって旧白崎医院の建物、附属設備等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等のやむを得ない場合は、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

酒田市阿部記念館設置管理条例新旧対照表(附則第7項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(開館及び休館日)</p> <p>第4条 記念館の開館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 観覧者は、故意又は過失により記念館の施設又は設備を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(開館及び休館日)</p> <p>第4条 記念館の開館日は、次のとおりとする。ただし<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 観覧者は、故意又は過失により記念館の施設又は設備を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

酒田市旧阿部家設置管理条例新旧対照表(附則第8項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 旧阿部家の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 入館者が故意又は過失によって旧阿部家の建物、附属設備等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等のやむを得ない場合は、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>本則</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 旧阿部家の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 入館者が故意又は過失によって旧阿部家の建物、附属設備等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等のやむを得ない場合は、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

酒田市旧鑑屋設置管理条例新旧対照表(附則第9項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 旧鑑屋の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、旧鑑屋の管理及び運営に関して<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要なものとして別に定める書面</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当す</p>	<p>本則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 旧鑑屋の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、旧鑑屋の管理及び運営に関して<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特に必要なものとして別に定める書面</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当</p>

るものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、旧鑑屋に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、旧鑑屋の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全

するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、旧鑑屋に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、旧鑑屋の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全

部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 旧鑑屋の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 旧鑑屋の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、旧鑑屋への入館を拒むことができる。

(1) (略)

(2) 旧鑑屋の施設又はその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)・(4) (略)

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の

部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 旧鑑屋の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 旧鑑屋の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、旧鑑屋への入館を拒むことができる。

(1) (略)

(2) 旧鑑屋の施設又はその展示物等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)・(4) (略)

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の

全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった旧鑑屋の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(入館料)

第15条 (略)

2 市長は、旧鑑屋の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に旧鑑屋の入館料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、当該入館料は、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(損害賠償義務)

第18条 指定管理者又は入館者は、故意又は過失により旧鑑屋の施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故、災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった旧鑑屋の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(入館料)

第15条 (略)

2 教育委員会は、旧鑑屋の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に旧鑑屋の入館料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、当該入館料は、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(損害賠償義務)

第18条 指定管理者又は入館者は、故意又は過失により旧鑑屋の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故、災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

酒田市松山歴史公園設置管理条例新旧対照表(附則第10項関係)

新	旧
<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 歴史的施設の保存、文化財、歴史資料、美術品等の展示並びに伝統文化の保存及び伝習を推進するとともに、広く市民の文化活動及び広域交流に資するため、酒田市松山歴史公園(以下「歴史公園」という。)を設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 歴史公園の全部又は一部の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長が指定するもの</u>(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史公園の全部又は一部の管理及び運営に関して<u>市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 前条の規定により歴史公園の全部又は一部の管理を指定管理者に行わせる場合において、<u>第13条、第14条、第15条第1項及び第2項、第17条第2項、第19条並びに第20条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条第1項中「入館料」とあり、第18条第2項中「使用料」とあり、第18条第3項及び第20条中「入館料及び使用料」とあり、並びに第19条中「入館料又は使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p>	<p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 歴史的施設の保存、文化財、歴史資料、美術品等の展示並びに伝統文化の保存及び伝習を推進するとともに、広く市民の生涯学習活動及び広域交流に資するため、酒田市松山歴史公園(以下「歴史公園」という。)を設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 歴史公園の全部又は一部の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>酒田市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史公園の全部又は一部の管理及び運営に関して<u>教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p>2 前条の規定により歴史公園の全部又は一部の管理を指定管理者に行わせる場合において、<u>第13条から第15条まで及び第17条第2項の規定中「教育委員会」とあり、並びに第19条及び第20条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条第1項中「入館料」とあり、第18条第2項中「使用料」とあり、第18条第3項及び第20条中「入館料及び使用料」とあり、並びに第19条中「入館料又は使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p>

第6条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして別に定める書面

2 (略)

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、歴史公園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第6条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書面

2 (略)

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、歴史公園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、歴史公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 酒田市松山文化伝承館、酒田市松山城址館及び酒田市茶室翠松庵の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 前条第1項に掲げる施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

第9条 教育委員会は、歴史公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 酒田市松山文化伝承館、酒田市松山城址館及び酒田市茶室翠松庵の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 前条第1項に掲げる施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1)・(2) (略)

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(入場及び使用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、歴史公園への入場を拒み、又は次条の許可をしないことができる。

(1)～(4) (略)

(使用の許可)

第14条 酒田市松山城址館又は酒田市茶室翠松庵(以下「松山城址館等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、松山城址館等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3)～(6) (略)

2 市長は、前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずる場合は、退去日又は停止期間を使用者に通知しなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じた場合において使用者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(入場及び使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、歴史公園への入場を拒み、又は次条の許可をしないことができる。

(1)～(4) (略)

(使用の許可)

第14条 酒田市松山城址館又は酒田市茶室翠松庵(以下「松山城址館等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、松山城址館等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。

(3)～(6) (略)

2 教育委員会は、前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずる場合は、退去日又は停止期間を使用者に通知しなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じた場合において使用者に損害が生じて、教育委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった歴史公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(入館料等)

第18条 (略)

2 (略)

3 市長は、歴史公園の全部又は一部の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に入館料及び使用料を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、当該入館料及び使用料は、別表第2から別表第4までに掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(入館料等の減免)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 本市が主催又は共催する事業を行うとき。

(2) (略)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

る。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった歴史公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(入館料等)

第18条 (略)

2 (略)

3 教育委員会は、歴史公園の全部又は一部の管理を第3条の規定により指定管理者に行わせるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に入館料及び使用料を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、当該入館料及び使用料は、別表第2から別表第4までに掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(入館料等の減免)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業を行うとき。

(2) (略)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

項は、教育委員会が別に定める。

酒田市文化芸術基本条例新旧対照表(附則第 11 項関係)

新	旧
<p>本則 (審議会) 第 20 条 (略) 2 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(3) (略) 3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、<u>市長</u>が委嘱する。 (1)～(5) (略) (6) その他<u>市長</u>が必要と認める者 4・5 (略) 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>本則 (審議会) 第 20 条 (略) 2 審議会は、<u>酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(3) (略) 3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (1)～(5) (略) (6) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める者 4・5 (略) 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

議第6号

酒田市立図書館設置管理条例及び酒田市立資料館設置管理条例の一部改正について

酒田市立図書館設置管理条例及び酒田市立資料館設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和5年2月10日提出

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和仁

酒田市立図書館設置管理条例及び酒田市立資料館設置管理条例の一部を改正する条例

(酒田市立図書館設置管理条例の一部改正)

第1条 酒田市立図書館設置管理条例(平成17年条例第197号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 名称 酒田市立中央図書館
- (2) 位置 酒田市幸町一丁目10番1号

第11条の表酒田市立光丘文庫の項を削る。

第12条の表酒田市立光丘文庫の項を削る。

(酒田市立資料館設置管理条例の一部改正)

第2条 酒田市立資料館設置管理条例(平成17年条例第198号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

(設置)

第1条 酒田の歴史と文化に関する資料を市民の利用に供するとともに、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、酒田市立資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
酒田市立資料館	酒田市一番町8番16号
酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目4番10号

(業務)

第3条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 酒田の歴史と文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務
- (2) 酒田の歴史と文化の普及活動並びに調査及び研究に関する業務
- (3) 旧財団法人光丘文庫の所蔵資料の保存及び閲覧利用並びに相談に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 資料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

名称	開館時間	休館日
酒田市立資料館	午前9時から 午後4時30分まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、当該休日以後の直近の休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
酒田市立光丘文庫	午前9時30分から午後4時45分まで	(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

第5条を削る。

第6条中「館長」の次に「、文庫長」を加え、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「資料館」を「酒田市立資料館」に改め、「し、又は使用」を削り、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

第14条中「使用者」を「入館者又は資料館の資料の使用者」に、「き

損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条及び第2条の規定による改正前の酒田市立図書館設置管理条例（酒田市立光丘文庫に関するものに限る。）及び酒田市立資料館設置管理条例（以下「改正前の図書館設置管理条例等」という。）の規定により酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。改正前の図書館設置管理条例等に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づきその権限が酒田市教育委員会教育長に委任されている場合にあっては、酒田市教育委員会教育長。以下同じ。）がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前の図書館設置管理条例等の規定により教育委員会に対してなされている申請、届出その他の行為は、第1条及び第2条の規定による改正後のそれらの条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の酒田市立資料館設置管理条例（以下「改正前条例」という。）の規定により酒田市立資料館協議会の委員（以下「委員」という。）として教育委員会から委嘱されている者は、施行日において、同条の規定による改正後の酒田市立資料館設置管理条例（以下「改正後条例」という。）の相当規定により委員として市長から委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後条例の規定にかかわらず、その者に係る改正前条例の規定により教育委員会から委嘱された委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

(提案理由)

酒田市立資料館と酒田市立光丘文庫の機能を統合し、酒田の歴史と文化に関する資料の保存と活用を市長部局において一元的に所掌するため、所要の改正を行うものである。

酒田市立図書館設置管理条例新旧対照表(第1条関係)

新	旧																																														
<p>本則</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 名称 酒田市立中央図書館</p> <p>(2) 位置 酒田市幸町一丁目10番1号</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第11条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">開館時間</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">図書整理期間</th> <th style="width: 15%;">年末年始</th> <th style="width: 55%;">定期休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	備考	(略)	(略)	(略)	(削る)			(略)	(略)	(略)	名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日					<p>本則</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒田市立中央図書館</td> <td>酒田市幸町一丁目10番1号</td> </tr> <tr> <td>酒田市立光丘文庫</td> <td>酒田市中町一丁目4番10号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第11条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">開館時間</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>酒田市立光丘文庫</td> <td>午前9時30分から午後4時45分まで</td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">図書整理期間</th> <th style="width: 15%;">年末年始</th> <th style="width: 55%;">定期休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	酒田市立中央図書館	酒田市幸町一丁目10番1号	酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目4番10号	名称	開館時間	備考	(略)	(略)	(略)	酒田市立光丘文庫	午前9時30分から午後4時45分まで		(略)	(略)	(略)	名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日				
名称	開館時間	備考																																													
(略)	(略)	(略)																																													
(削る)																																															
(略)	(略)	(略)																																													
名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日																																												
名称	位置																																														
酒田市立中央図書館	酒田市幸町一丁目10番1号																																														
酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目4番10号																																														
名称	開館時間	備考																																													
(略)	(略)	(略)																																													
酒田市立光丘文庫	午前9時30分から午後4時45分まで																																														
(略)	(略)	(略)																																													
名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日																																												

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)				酒田市立光 丘文庫	年間14日以内で教育 委員会が定める日	12月29日から翌年1 月3日までの日	日曜日、土曜 日及び祝日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)				2・3 (略)			

酒田市立資料館設置管理条例新旧対照表(第2条関係)

新	旧						
<p>本則</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 酒田の歴史と文化に関する資料を市民の利用に供するとともに、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、酒田市立資料館(以下「資料館」という。)を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u> 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 647 784 791"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒田市立資料館</td> <td>酒田市一番町8番16号</td> </tr> <tr> <td>酒田市立光丘文庫</td> <td>酒田市中町一丁目4番10号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(業務)</u> 第3条 資料館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 酒田の歴史と文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務</p> <p>(2) 酒田の歴史と文化の普及活動並びに調査及び研究に関する業務</p> <p>(3) 旧財団法人光丘文庫の所蔵資料の保存及び閲覧利用並びに相談に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u> 第4条 資料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p>	名称	位置	酒田市立資料館	酒田市一番町8番16号	酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目4番10号	<p>本則</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、酒田市立資料館(以下「資料館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u> 第2条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、資料館を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 名称 酒田市立資料館</p> <p>(2) 位置 酒田市一番町8番16号</p> <p><u>(業務)</u> 第3条 資料館は、前条の設置目的を達成するため次の業務を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料(以下「郷土資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>(2) 郷土資料に関する専門的、技術的な調査を行うこと。</p> <p>(3) 郷土資料に関する案内書、解説書、目録、図録、調査研究の報告書等を作成し、配布すること。</p> <p>(4) 郷土資料に関する講演会、映写会、研究会等を開催し、又はこれらの事業を援助すること。</p> <p>(5) 前各号の資料館の使用に関し必要な業務</p> <p><u>(開館時間)</u> 第4条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>
名称	位置						
酒田市立資料館	酒田市一番町8番16号						
酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目4番10号						

名称	開館時間	休館日
酒田市 立資料 館	午前9時から 午後4時30 分まで	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
酒田市 立光丘 文庫	午前9時30 分から午後4 時45分まで	(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(削る)

(職員)

第5条 資料館に、館長、文庫長及び必要な職員を置く。

(資料館協議会)

第6条 (略)

(組織)

第7条 協議会の委員の人数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)～(3) (略)

(任期)

第8条 (略)

(休館日)

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(職員)

第6条 資料館に、館長_____及び必要な職員を置く。

(資料館協議会)

第7条 (略)

(組織)

第8条 協議会の委員の人数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)～(3) (略)

(任期)

第9条 (略)

<p>(会長及び副会長) 第9条 (略)</p> <p>(会議) 第10条 (略)</p> <p>(入館料) 第11条 <u>酒田市立資料館</u>の資料を観覧しようとする者から、別表に定める額の入館料を徴収する。</p> <p>(入館料の減免) 第12条 (略)</p> <p>(損害賠償) 第13条 <u>入館者又は資料館の資料の使用者</u>が、故意又は過失によって資料館の施設、設備及び資料を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等のやむを得ない場合は当該賠償を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(会長及び副会長) 第10条 (略)</p> <p>(会議) 第11条 (略)</p> <p>(入館料) 第12条 <u>資料館</u>の資料を観覧し、又は使用しようとする者から、別表に定める額の入館料を徴収する。</p> <p>(入館料の減免) 第13条 (略)</p> <p>(損害賠償) 第14条 <u>使用者</u>が、故意又は過失によって資料館の施設、設備及び資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、<u>教育委員会</u>の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等のやむを得ない場合は当該賠償を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
---	--

議第7号

令和5年度酒田市一般会計予算について

令和5年度酒田市一般会計予算について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和5年2月10日提出

酒田市教育委員会

教育長 鈴木 和仁

令和5年度酒田市一般会計予算（10款）

歳入歳出予算

歳出

（単位：千円）

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減率 (%)	本年度予算額の財源内訳				
							特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10		教育費	5,808,983	5,601,447	207,536	3.7	344,190	5,292	1,287,100	1,093,438	3,078,963
	1	教育総務費	1,040,393	1,108,741	△ 68,348	△ 6.2	0	3,257	0	35,197	1,001,939
		1 教育委員会費	5,264	5,161	103	2.0					5,264
		2 事務局費	592,512	611,700	△ 19,188	△ 3.1		43		381	592,088
		3 指導費	232,502	265,381	△ 32,879	△ 12.4		3,214		32,296	196,992
		4 学事費	210,115	226,499	△ 16,384	△ 7.2				2,520	207,595
	2	小学校費	1,581,011	1,086,571	494,440	45.5	76,556	1,035	426,800	247,153	829,467
		1 学校管理費	472,162	520,297	△ 48,135	△ 9.3		210	5,500	279	466,173
		2 教育振興費	73,207	81,773	△ 8,566	△ 10.5	2,475			3,403	67,329
		3 学校保健費	619,336	462,840	156,496	33.8	27,116	825	130,300	243,471	217,624
		4 学校建設費	416,306	21,661	394,645	1,821.9	46,965		291,000		78,341
	3	中学校費	713,738	682,566	31,172	4.6	21,478	715	64,000	164,042	463,503
		1 学校管理費	170,864	173,472	△ 2,608	△ 1.5		70	2,900	264	167,630
		2 教育振興費	70,440	75,258	△ 4,818	△ 6.4	2,485	171		2,559	65,225
		3 学校保健費	384,200	384,143	57	0.0	11,703	474		161,219	210,804
		4 学校建設費	88,234	49,693	38,541	77.6	7,290		61,100		19,844
	4	生涯学習費	535,078	1,139,213	△ 604,135	△ 53.0	0	285	0	222,237	312,556
		1 生涯学習振興費	222,461	411,075	△ 188,614	△ 45.9		285		11,559	210,617
		2 図書館費	312,617	307,422	5,195	1.7				210,678	101,939
		文化振興費	0	337,726	△ 337,726	△ 100.0					0
		文化財保護費	0	82,990	△ 82,990	△ 100.0					0
	5	保健体育費	1,938,763	1,584,356	354,407	22.4	246,156	0	796,300	424,809	471,498
		1 スポーツ振興費	1,938,763	1,584,356	354,407	22.4	246,156		796,300	424,809	471,498

継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10. 教育費	2. 小学校費	平田地区給食施設整備事業費	342,524千円	令和5年度	137,010千円
				令和6年度	205,514千円
	5. 保健体育費	八幡体育館改築事業費	40,535千円	令和5年度	12,161千円
				令和6年度	28,374千円

債務負担行為

事項	期間	限度額
学校給食調理業務委託料（松陵小学校ほか1校）	令和5年度から令和8年度まで	69,072千円
学校給食調理業務委託料（鳥海八幡中学校）	令和5年度から令和8年度まで	42,261千円

令和 5 年度
酒田市一般会計予算資料 (案)
(教育委員会分抜粋)

1 会計別予算総計表

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	当初予算額	対前年度		当初予算額	対前年度		当初予算額	対前年度	
		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
1. 一般会計	55,730,000	△1,770,000	△3.1	55,810,000	80,000	0.1	55,200,000	△610,000	△1.1
2. 定期航路事業特別会計	307,062	△35,453	△10.4	308,839	1,777	0.6	301,481	△7,358	△2.4
3. 国民健康保険特別会計	10,183,021	△342,148	△3.3	10,614,431	431,410	4.2	10,312,249	△302,182	△2.8
4. 後期高齢者医療事業特別会計	1,376,414	8,555	0.6	1,447,484	71,070	5.2	1,500,600	53,116	3.7
5. 介護保険特別会計	13,416,027	719,626	5.7	13,606,668	190,641	1.4	13,178,006	△428,662	△3.2
6. 風力発電事業特別会計	328,500	△1,127,800	△77.4	435,308	106,808	32.5	447,306	11,998	2.8
7. 駐車場事業特別会計	24,033	△5,712	△19.2	167,236	143,203	595.9	24,971	△142,265	△85.1
合計	81,365,057	△2,552,932	△3.0	82,389,966	1,024,909	1.3	80,964,613	△1,425,353	△1.7

8. 水道事業会計	収益の収入	2,761,214	△79,994	△2.8	2,713,737	△47,477	△1.7	2,747,016	33,279	1.2
	収益の支出	2,638,356	△35,040	△1.3	2,574,985	△63,371	△2.4	2,664,095	89,110	3.5
	資本の収入	16,527	△43,737	△72.6	48,707	32,180	194.7	159,608	110,901	227.7
	資本の支出	1,103,649	△170,709	△13.4	1,214,269	110,620	10.0	1,304,012	89,743	7.4
9. 下水道事業会計	収益の収入	4,840,265	△20,408	△0.4	4,663,195	△177,070	△3.7	4,624,971	△38,224	△0.8
	収益の支出	4,797,953	△21,168	△0.4	4,648,548	△149,405	△3.1	4,612,113	△36,435	△0.8
	資本の収入	523,728	△76,983	△12.8	407,885	△115,843	△22.1	616,269	208,384	51.1
	資本の支出	2,720,662	△99,457	△3.5	2,647,192	△73,470	△2.7	2,807,764	160,572	6.1

2 一般会計款別予算一覧表

《歳入》

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	当初予算額	構成比	対前年度増減率	当初予算額	構成比	対前年度増減率	当初予算額	構成比	対前年度増減率
1. 市 税	12,805,921	23.0	△4.8	13,042,467	23.4	1.8	13,421,515	24.3	2.9
2. 地 方 譲 与 税	428,592	0.8	1.3	467,912	0.8	9.2	448,322	0.8	△4.2
3. 利 子 割 交 付 金	8,500		△12.4	8,100		△4.7	3,800		△53.1
4. 配 当 割 交 付 金	24,500		△1.2	24,700	0.1	0.8	28,000	0.1	13.4
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	19,100		△9.5	20,000		4.7	20,000		
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	121,400	0.2	25.2	163,000	0.3	34.3	178,300	0.3	9.4
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,457,800	4.4	3.5	2,430,200	4.4	△1.1	2,581,300	4.7	6.2
8. ゴルフ場利用税交付金	5,800		18.4	5,500		△5.2	5,600		1.8
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	32,500	0.1	△58.9	36,500	0.1	12.3	38,500	0.1	5.5
10. 地 方 特 例 交 付 金	267,900	0.5	264.0	73,687	0.1	△72.5	79,738	0.2	8.2
11. 地 方 交 付 税	13,540,000	24.3	△2.2	14,590,000	26.1	7.8	14,581,000	26.4	△0.1
12. 交通安全対策特別交付金	16,752		△6.7	16,752			16,860		0.6
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	222,575	0.3	△3.3	164,544	0.2	△26.1	150,515	0.3	△8.5
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	448,654	0.9	△7.6	448,283	0.9	△0.1	411,776	0.8	△8.1
15. 国 庫 支 出 金	6,876,219	12.3	△14.6	6,275,555	11.3	△8.7	7,040,927	12.8	12.2
16. 県 支 出 金	3,826,347	6.9	△8.2	3,978,394	7.1	4.0	3,698,266	6.7	△7.0
17. 財 産 収 入	111,617	0.2	△6.9	106,134	0.2	△4.9	106,461	0.2	0.3
18. 寄 附 金	2,003,868	3.6	53.4	3,003,010	5.4	49.9	3,043,248	5.5	1.3
19. 繰 入 金	2,836,339	5.1	11.5	2,563,645	4.6	△9.6	2,341,296	4.2	△8.7
20. 繰 越 金	400,000	0.7		400,000	0.7		400,000	0.7	
21. 諸 収 入	3,680,016	6.7	△1.6	3,522,917	6.3	△4.3	3,383,676	6.1	△4.0
22. 市 債	5,595,600	10.0	△7.4	4,468,700	8.0	△20.1	3,220,900	5.8	△27.9
合 計	55,730,000	100.0	△3.1	55,810,000	100.0	0.1	55,200,000	100.0	△1.1

《歳出》

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	当初予算額	構成比	対前年度増減率	当初予算額	構成比	対前年度増減率	当初予算額	構成比	対前年度増減率
1. 議会費	367,474	0.7	△3.2	336,103	0.6	△8.5	317,103	0.6	△5.7
2. 総務費	9,459,923	17.0	25.5	8,592,562	15.4	△9.2	9,211,522	16.7	7.2
3. 民生費	15,909,529	28.5	△0.4	16,082,297	28.8	1.1	16,059,722	29.1	△0.1
4. 衛生費	4,089,132	7.3	△3.1	4,221,424	7.6	3.2	4,187,288	7.6	△0.8
5. 労働費	92,610	0.2	△2.0	104,126	0.2	12.4	73,976	0.1	△29.0
6. 農林水産業費	2,602,334	4.7	8.8	2,832,492	5.1	8.8	2,510,632	4.5	△11.4
7. 商工費	3,703,986	6.6	53.2	4,098,745	7.3	10.7	2,946,837	5.3	△28.1
8. 土木費	4,596,549	8.2	△11.3	4,647,324	8.3	1.1	4,687,853	8.5	0.9
9. 消防費	2,113,229	3.8	13.1	1,679,181	3.0	△20.5	1,718,551	3.1	2.3
10. 教育費	5,122,774	9.2	9.5	5,601,447	10.0	9.3	5,808,983	10.5	3.7
11. 災害復旧費	3,000		△82.0	3,000			1,500		△50.0
12. 公債費	7,639,460	13.7	4.6	7,581,299	13.6	△0.8	7,646,033	13.9	0.9
13. 予備費	30,000	0.1		30,000	0.1		30,000	0.1	
合 計	55,730,000	100.0	7.0	55,810,000	100.0	0.1	55,200,000	100.0	△1.1

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	2 目 事務局費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 ー
事 業 名	第四中学校区学校統合検討事業 【新規 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
1,111					1,111
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	学校教育環境の整備を推進することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
	【総】複式学級の数(令和4年度4学級)(令和9年度)			0学級	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	第四中学校区内の義務教育環境のあり方について協議を進め、新しい学校づくりに取り組むため、学校の統合方式及び候補用地の調査を行うことにより、学校教育環境の整備を推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	統合方式等の検討に資する先進地視察の実施			1回	
	候補用地の検討に係る測量調査の実施			1回	
	<p>○統合方式等の検討に係る調査 111千円 先進地視察に係る経費(囑託出張費用、視察時バス借上料等)</p> <p>○候補用地の検討に係る調査 1,000千円 候補用地調査に係る経費(UAV(無人航空機)3Dレーザー地形測量)</p>				

款 項 目	10款 教育費	2 項 小学校費	1 目 学校管理費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課						
事 業 名	施設整備事業(小学校) 【継続 事業】										
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源						
7,382			5,500		1,882						
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進									
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)									
	上位施策の最終成果										
	学校教育環境の整備を推進することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。										
	成 果 指 標			目 標 値 等							
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨										
	市内小学校の中規模的な修繕が必要となる施設・設備を計画的に改修することにより、安全で快適な学校教育環境の整備を推進すること。										
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等							
	事業実施箇所数			2か所							
	<p>○事業内容 市内小学校の中規模的な施設・設備等の改修、修繕を行う。</p> <p>・モルタル落下防止改修(調査設計業務委託) 教室天井のコンクリート梁、階段天井面の化粧モルタルの浮き部分を改修するための調査設計 琢成小学校、若浜小学校</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>調査設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>改修工事</td> </tr> </table>					年度	内容	令和5年度	調査設計	令和6年度	改修工事
	年度	内容									
令和5年度	調査設計										
令和6年度	改修工事										
<p>○主な特定財源 学校教育施設等整備事業債(市債) 5,500千円</p>											

款 項 目	10款 教育費	2項 小学校費	3目 学校保健費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課
事 業 名	小学校給食事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
425,378	20,442	825		241,462	162,649
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策3 豊かな心と健やかな体の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度) 上位施策の最終成果			
	豊かな心と健やかな体を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【個】 栄養教諭等の巡回指導回数(平成30年度:80回) 【個】 地元産食材の利用率(平成30年度:75%)		増加させる 増加させる		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	安全安心な給食の提供及び食育事業を実施し、子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を形成することにより、豊かな心と健やかな体を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	学校給食の提供(事故による中止がなかったか)		100%		
	○事業内容 (1) 給食調理員の研修、栄養教諭・学校栄養士による巡回指導 (2) 調理室内、調理器具の消毒や調理従事者、食材細菌検査の実施 (3) 給食調理業務委託と債務負担行為				
委託期間		学校名			
令和3年度~令和5年度		松陵小学校			
令和4年度~令和6年度		若浜小学校、松原小学校、泉小学校、 平田小学校、鳥海小学校			
令和5年度~令和7年度		琢成小学校、浜田小学校、富士見小学校、 亀ヶ崎小学校、宮野浦小学校、 西荒瀬小学校、十坂小学校			
令和6年度~令和8年度 (令和5年度~債務負担行為設定)		松陵小学校、松山小学校(新規)			
(4) 大型給食調理機器借上げ ・ 食器洗浄機(浜田小学校(新規)、泉小学校、西荒瀬小学校) ・ スチームコンベクションオープン(浜田小学校(新規)、富士見小学校(新規)) ・ 食器消毒保管庫(若浜小学校(新規)) ・ 回転釜(松原小学校(新規)、十坂小学校(新規)、八幡小学校)					
(5) 給食調理機器、調理器具等備品購入 ・ 保存食用冷凍庫、移動作業台、冷蔵庫、器具消毒保管庫、炊飯器、洗濯機					
(6) 学校給食費 ・ 1食260円を285円に改定、増額分25円に国の交付金を活用し保護者負担の軽減を図ります。					
○主な特定財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国) 20,442千円 学校給食食育・地産地消促進事業費補助金(県) 825千円 小学校給食費物資収入 241,404千円					

款 項 目	10款 教育費	2項 小学校費	3目 学校保健費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課
事 業 名	平田地区給食施設整備事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
137,160	6,674		130,300		186
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度) 上位施策の最終成果			
	学校の教育環境を整備することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	平田地区小中学校に給食を提供している酒田市学校給食共同調理場の老朽化に伴い、南平田小学校に自校分の給食調理を行う給食室を整備することにより、快適な学校教育環境の整備を推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
			令和7年度内事業の完了		
	○事業内容 (1) 給食室の整備について 酒田市学校給食共同調理場の老朽化に伴い、南平田小学校に自校分の給食調理を行う給食室を整備する。 給食室整備に伴い下記のとおり継続費を設定する。 (継続費設定 総額342,524千円)				
年度		年割額			
令和5年度		137,010千円			
令和6年度		205,514千円			
(2) 給食室の建設及び共同調理場解体について スケジュールは国の交付金採択を前提に下記のとおり					
年度		内容			
令和5年度		建設工事			
令和6年度		建設工事、備品購入等			
令和7年度		給食室供用開始、共同調理場解体工事			
○主な特定財源 学校施設環境改善交付金(国) 6,674千円 過疎対策事業債(市債) 130,300千円					

款 項 目	10款 教育費	2項 小学校費	4目 学校建設費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課						
事 業 名	学校施設長寿命化事業（小学校） 【継続事業】										
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源						
280,333	33,666		184,700		61,967						
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進									
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果									
	学校の教育環境を整備することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むま ち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。										
	成 果 指 標			目 標 値 等							
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨										
	市民ニーズの多様化や社会状況の変化等に配慮した学校施設の長寿命化改修を行うこと により、安全で良好な学校教育環境の整備を推進すること。										
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等							
				年度内事業の完了							
○事業内容 酒田市学校施設整備方針（令和2年度策定）に基づいた長寿命化改修または予防 改修工事を行う。 ・平田小学校屋内運動場予防改修工事 屋根の防水改修、サッシ改修、放送設備等の更新、アリーナ床の再塗装ほか 改修工事は、国庫補助（学校施設環境改善交付金）採択前提											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>改修工事</td> </tr> </tbody> </table>						年度	内容	令和4年度	実施設計	令和5年度	改修工事
年度	内容										
令和4年度	実施設計										
令和5年度	改修工事										
○主な特定財源 学校施設環境改善交付金（国） 33,666千円 学校教育施設等整備事業債（市債） 184,700千円											

款 項 目	10款 教育費	2項 小学校費	4目 学校建設費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課
事 業 名	学校空調設備整備事業（小学校） 【継続事業】				
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
135,973	13,299		106,300		16,374
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	学校の教育環境を整備することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むま ち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	市内小学校の管理諸室及び特別教室の空調設備を計画的に設置・更新することより、安全 で快適な学校教育環境の整備を推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
				年度内事業の完了	
○事業内容 (1) 老朽化空調設備の更新 老朽化が著しい設置から20年以上が経過した空調設備の更新 ・エアコン更新（工事） 泉小学校、八幡小学校 (2) 空調設備の設置 特別教室（音楽室・理科室など）への空調設備の設置 ・エアコン設置（設計） 琢成小学校、若浜小学校、富士見小学校 更新及び設置のいずれも年次計画で順次改修・設置を予定					
○主な特定財源 学校施設環境改善交付金（国） 13,299千円 学校教育施設等整備事業債（市債） 48,200千円 過疎対策事業債（市債） 58,100千円					

款 項 目	10款 教育費	3項 中学校費	1目 学校管理費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課					
事 業 名	施設整備事業（中学校） 【継続事業】									
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源					
5,894			2,900		2,994					
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進								
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果								
	学校の教育環境を整備することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むま ち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。									
	成 果 指 標			目 標 値 等						
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨									
	市内中学校の中規模的な修繕が必要となる施設・設備を計画的に改修することにより、安 全で快適な学校教育環境の整備を推進すること。									
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等						
	事業実施箇所数			2か所						
	<p>○事業内容</p> <p>市内中学校の中規模的な施設・設備等の改修、修繕を行う。</p> <p>(1) 学校安全対策修繕（年次計画で順次整備を予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターホン、遠隔施錠装置の設置 第六中学校 <p>(2) モルタル落下防止改修（調査設計業務委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室天井のコンクリート梁、化粧モルタルの浮き部分を改修 するための調査設計 東部中学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>調査設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>改修工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主な特定財源</p> <p>過疎対策事業債（市債） 2,900千円</p>					年度	内容	令和5年度	調査設計	令和6年度
年度	内容									
令和5年度	調査設計									
令和6年度	改修工事									

款 項 目	10款 教育費	3項 中学校費	3目 学校保健費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課
事 業 名	中学校給食事業 【継続事業】				
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
367,408	11,703	474		159,965	195,266
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策3 豊かな心と健やかな体の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	学校の教育環境を整備することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むま ち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
	【個】 地元産食材の利用率（平成30年度：72%）			増加させる	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	安全安心な給食の提供及び食育事業を実施し、子どもたちが食に関する正しい知識を身に つけ、望ましい食習慣を形成することにより、豊かな心と健やかな体を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	学校給食の提供（事故による中止がなかったか）			100%	
	<p>○事業内容</p> <p>(1) 栄養教諭による巡回指導</p> <p>(2) 調理室内、調理器具の消毒や調理従事者、食材細菌検査の実施</p> <p>(3) 給食業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aグループ（第一中学校、第二中学校、第六中学校） ・Bグループ（第三中学校、第四中学校） ・鳥海八幡中学校 <p>(4) 学校給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1食305円を330円に改定、増額分25円に国の交付金を活用し保護者負担の 軽減を図ります。 <p>○主な特定財源</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 11,703千円</p> <p>学校給食食育・地産地消促進事業費補助金（県） 474千円</p> <p>中学校給食費物資収入 159,965千円</p>				

款 項 目	10款 教育費	3項 中学校費	4目 学校建設費	所 属	R5 教育委員会企画管理課 R4 教育委員会企画管理課
事 業 名	学校空調設備整備事業（中学校） 【継続事業】				
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
88,234	7,290		61,100		19,844
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策6 学校教育環境の整備推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	学校の教育環境を整備することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むま ち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	市内中学校の管理諸室及び特別教室の空調設備を計画的に設置・更新することにより、安全 で快適な学校教育環境の整備を推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
				年度内事業の完了	
	○事業内容 (1) 老朽化空調設備の更新 老朽化が著しい設置から20年以上が経過した空調設備の更新 ・エアコン更新（工事） 第三中学校 (2) 空調設備の設置 特別教室（音楽室・理科室など）への空調設備の設置 ・エアコン設置（設計） 第一中学校、鳥海八幡中学校 更新及び設置のいずれも年次計画で順次改修・設置を予定 ○主な特定財源 学校施設環境改善交付金（国） 7,290千円 学校教育施設等整備事業債（市債） 59,200千円 過疎対策事業債（市債） 1,900千円				

款 項 目	10款 教育費	1項 教育総務費	3目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	教育相談事業 【継続事業】				
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
19,638					19,638
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策1 「いのち」の大切さを学ぶ教育の推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	個々に応じた支援をとおし「いのち」の大切さを学ぶ教育を推進することにより、公益の 心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現するこ と。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
	【総】自分にはよいところがあると思っている子どもの割合			増加させる	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	スクールカウンセラー等による悩みや不安を抱える児童生徒の相談支援体制の充実を図る とともに、個々の状態に応じた指導をすることにより、「いのち」の大切さを学ぶ教育を推 進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	ふれあい教室通級児童生徒の学校復帰率 小・中学校不登校生徒出現率			50% 小0.2% 中2.0%	
	○事業内容 (1) 教育相談専門員を相談室（総合文化センター2階）に3名、ふれあい教室（浜田 コミセン内）に2名、特別支援教育巡回相談員を4名配置する。 (2) 教育相談室にて個別相談、電話相談（フリーダイヤル）を行う。 (3) ふれあい教室を運営し、不登校児童生徒の指導を行う。 (4) 特別支援教育巡回相談員を派遣し、LD、ADHDを含めた支援が必要な児童 生徒や保護者、学校への支援を行う。 (5) 児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識のあるスクールカウンセラーを 配置し、いじめや不登校等の課題に対応する。 (6) 子どもたちとのふれあいを通してストレスを和らげるために教育相談員を配置 し、課題や不登校の未然防止並びに初期対応を行う。 (7) ほとんど学校に登校できない児童生徒たちのために家庭訪問相談員を派遣し、 児童生徒の心のケアと学校や関係機関を繋ぐために家庭訪問を行う。 (8) 家庭環境に心配がある子どもについて相談できるようにスクールソーシャル ワーカーを派遣し、福祉関係機関等と繋ぎ環境改善を図る。 ○研修会 (1) 教育相談研修会（年3回実施） (2) スクールカウンセラー・各相談員連絡会（年2回実施） (3) 教育相談員研修会（年3回実施） (4) ふれあい教室にふれる会（不登校保護者会）（年3回実施） (5) 特別支援教育コーディネーター研修会（1回） (6) 特別支援学級担当者会（3回） (7) ペアレント・トレーニング（年5回の1クール）				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	子どもの命を守る安全対策事業 【継続 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	2,149	732			1,417
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策1 「いのち」の大切さを学ぶ教育の推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	防災・安全教育を通し「いのち」の大切さを学ぶ教育を推進することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
【総】 防災ハンドブックを家族と共有し避難場所を決める取組みを行った学校の割合(令和9年度)			小100% 中100%		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	子どもの命を守るための教職員の資質向上と災害時における児童生徒の危険予測・危機回避能力を育成することにより、「いのち」の大切さを学ぶ教育を推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	各種研修会への参加延べ人数			100人	
	○事業内容 (1) 子どもの命を守る安全教育推進会議の開催(2回) (2) 防災教育アドバイザーによる児童生徒への防災教育及び教職員への防災管理研修(6校) ・ 防災教育の観点からの社会科・理科・特別活動・総合的な学習の時間等での所属校教員による授業への支援 ・ 児童生徒向けの防災教育講話 ・ 各校で教職員を対象にした危機管理研修会での講話 ・ 各校での避難訓練視察、防災マニュアルの見直しへの助言 (3) 学校防災マニュアルの改善・整備とそれにかかわる研修(2回) (4) 電子版防災教育ハンドブック内容検討会議での内容更新にかかわる助言(2回) (5) 児童生徒への安全教育及び教職員への安全指導研修 ・ AED操作、心肺蘇生、海難事故及びアレルギー対応等についての児童生徒向けの実演と講話(小・中学校からの希望をもとに対象校を決定) ・ 教職員を対象にしたAED操作及び心肺蘇生等に関する救命救急講習会の開催 ○主な特定財源 地域ぐるみの学校安全体制整備事業費補助金(県) 732千円				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	教育支援員配置事業 【継続 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	85,341			20,000	65,341
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策4 共生社会の実現に向けた教育の推進			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~11年度)			
	上位施策の最終成果				
	共生社会の実現に向けた教育を推進することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
【総】 人が困っている時は進んで助けていると答えた児童生徒の割合			小90% 中90%		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	教育支援員を配置し、通常学級や特別支援学級において支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた対応をすることにより、共生社会の実現に向けた教育を推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	教育支援員が対応したことにより効果が見られた児童生徒の割合 教育支援員が配置されたことにより効果が見られた学校の割合			95% 100%	
	○業務内容 (1) 通常学級における個別に支援を要する児童・生徒への学習支援と生活支援 (2) 特別支援学級における児童・生徒への学習支援と生活支援 (3) 教育支援員の資質向上を図るための研修会実施(年3回) ○人数と勤務形態 ・ 教育支援員50名を学校の要望を精査し配置する。 ・ 1日6時間 × 200日 ○研修内容 (1) 第1回教育支援員等研修会(5月) ・ 服務について ・ 支援員の役割について ・ 学級でのサポートの仕方について (2) 第2回教育支援員研修会(8月) ※特別支援教育研修会と兼ねて実施 (3) 第3回教育支援員研修会(10月) ・ 適切な支援のありかたについて(演習) ※子ども達の行動の要因について考える ○主な特定財源 さかた応援基金繰入金 20,000千円				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	教育活動充実事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
13,327					13,327
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまじ及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
事業 の 概要	成 果 指 標			目 標 値 等	
	【総】標準学力検査における全国標準得点 【総】全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合			全教科で上回る 増加させる	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	児童生徒の能力・学力を把握し、教員の授業改善と指導力の向上を図ることにより、児童生徒の社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	標準学力検査における全国標準以上の教科の割合 全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合			100% 80%以上	
○事業内容					
(1) 標準学力検査・知能検査の実施と分析 市内全小中学校において小学4年から中学3年を対象とした標準学力検査、小学4年、中学1年を対象とした知能検査、小学5・6年を対象とした英語の目標基準準拠テストを実施し、児童生徒の標準的学力と基礎的・基本的な内容の到達状況を把握し、日常の授業改善及び指導力の向上に資するための調査研究を行う。					
(2) WEB版のQUアンケートの実施と分析 市内全小中学校において小学3年から中学3年を対象とした楽しい学校生活を送るためのアンケートを実施・分析し、学び合う集団づくりの育成を図る。					
(3) 小中授業力向上研修 算数・数学と外国語教育については市内全小中学校教員を対象とし、小中学校のつなぐを意識した授業改善に向けた実践的な研修を行う。					
(4) 教育参与の招聘による学力向上策の検討 大阪大学大学院人間科学研究科の志水宏吉教授より、学力向上施策に対する指導・助言を受けながら、学力向上施策について検討を行う。					

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	外国語指導助手招致事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
9,262				3,040	6,222
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまじ及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
事業 の 概要	成 果 指 標			目 標 値 等	
	【総】標準学力検査における全国標準得点 【総】全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合 【個】「英語が好き」という児童生徒の割合			全教科で上回る 増加させる 増加させる	
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	英語や外国語活動の授業及び学校生活全般を通して、学習意欲とコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際理解の基礎を涵養することにより、児童生徒の社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	A L T の授業実施校数			28校	
○事業内容					
(1) A L T の業務内容(地域人材2名、J E T 5名)					
①小・中学校における外国語授業等の補助					
②外国語教材作成の補助					
③外国語担当教員等に対する現職研修の補助					
④特別活動や課外活動等への協力					
⑤英語弁論大会出場生徒への指導					
(2) 英語教育コーディネーターの業務内容(1名)					
①小・中学校への外国語教育支援(学校訪問)					
②新A L T 受け入れ及び帰国するA L T への対応					
③A L T 派遣計画作成					
④A L T の生活面のサポート					
○主な特定財源					
外国語指導助手アパート火災保険料					40千円
外国語指導助手アパート賃貸料					3,000千円

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	小中一貫教育推進事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	1,328				1,328
上位 施策の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまじ及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
事業 の 概 要	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】標準学力検査における全国標準得点 【総】全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合 【追】「まなびの樹 根の力」の指標		全教科で上回る 増加させる 増加させる		
目 的 ・ 趣 旨					
小中一貫教育を通して、教員の指導力の向上を図るとともに、本市の教育課題を改善し教育の質を高めることにより、児童生徒の社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。					
活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等			
各中学校区で目指す子ども像を共有する。		100%			
各中学校区で9年間の系統性・一貫性のある教育課程を実施する。		100%			
○事業内容					
(1) 演劇ワークショップの実施 ・ 自律する力、尊重する力、創造する力などの非認知能力の向上を目的とした演劇ワークショップを小学校1校で実施する。 ・ 実践の資料をまとめ、他の学校での実施を推進する。					
(2) 各中学校区の合同研修会の実施 ・ 小中の教職員の対話や協働的な研修を通じて、各中学校区の特色ある教育活動を推進する。 ・ 小中一貫教育コーディネーターを派遣し、各中学校区の取り組みについて支援するとともに、市内で実践を共有して、より効果的な教育活動へと改善を図る。					
(3) 学習ソフトCBTforSchoolの活用 ・ 自ら挑戦、思考、経験させることで根の力を伸ばし、目的意識や学習習慣、自己効力感の向上を目的に学習ソフトCBTforSchoolを導入する。					
(4) 根の力の指標調査 ・ 年2回(6月、12月)小学4年生~中学3年生を対象として根の力の指標調査を実施し、小中一貫教育の効果を検証する。					
◎つきたい力：酒田市「まなびの樹」					

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	学校ICT環境整備事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	7,362				7,362
上位 施策の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまじ及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
事業 の 概 要	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】標準学力検査における全国標準得点 【総】全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合 【個】ICT機器を活用できる教員の割合(令和6年度)		全教科で上回る 増加させる 小100% 中100%		
目 的 ・ 趣 旨					
学校系ネットワーク機器等の更新及び校務支援システムへの機能を追加し、安全かつ快適な学校ICT環境を構築することにより、児童生徒の社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。					
活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等			
		年度内事業の完了			
○事業内容					
(1) コンピュータ保守点検業務委託 学校系ネットワークファイアウォールの保守委託により、安全なネットワーク環境の維持を図る。					
(2) 校務支援システムに調査書機能追加 令和2~4年度に整備した校務支援システムに調査書機能を追加することでこれまで別々に管理・作成していたデータが、連携されることにより教員の事務負担が軽減され、働き方改革に繋がる。 ・ 令和2年度 指導要録機能 ・ 令和3年度 出席管理機能 ・ 令和4年度 成績処理機能 ・ 令和5年度 調査書機能					

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	G I G Aスクール推進事業 【継続 事業】				
予算額 (千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	40,478			6,167	34,311
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】 標準学力検査における全国標準得点 【総】 全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合 【個】 I C T機器を活用できる教員の割合（令和6年度）		全教科で上回る 増加させる 小100% 中100%		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	児童生徒一人一人に整備されたG I G Aスクール用端末を快適に使用できる校内ネットワークの保守・運用を行うとともに、協働学習支援ソフトを更新し効率的な授業を実施することにより、児童生徒の社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
			年度内事業の完了		
	○事業内容 (1) G I G Aスクールネットワーク保守 校内無線LANネットワークの保守委託により、快適なネットワーク環境の維持と障害が発生した場合に早期復旧を図る。 (2) G I G Aスクールネットワークアクセスポイント追加整備 市内中学校において、アクセスポイントが未整備となっている特別教室でもI C T機器を使用した授業が実施できるよう追加整備する。 (3) G I G A用フィルタリングソフトライセンス更新 G I G Aスクールにおけるセキュリティソフトを間断なく更新することで、児童生徒の安全な利用環境を維持する。 (4) 協働学習支援ソフトの導入 教職員がG I G Aスクール用端末を効果的に授業に活用するために、協働学習支援ソフト（授業支援ソフト）を導入する。 ○主な特定財源 教育振興基金繰入金 6,149千円 学校教材等実費負担金 18千円				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	スポーツ活動等支援事業 【継続 事業】				
予算額 (千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	3,827	1,792			2,035
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策3 豊かな心と健やかな体の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	児童生徒の健やかな体を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】 運動が好きと思っている子どもの割合		増加させる		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	小学校へ陸上サポーターを派遣することにより、教員の指導力向上と児童の体力・運動能力の向上を図り、また、中学校へ部活動指導員を配置し、教員の負担軽減だけでなく、部活動の質的向上を図ることにより、子どもたちの健やかな体を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	サポーター派遣事業への参加校数 5段階中4以上の自己評価をした中学校の割合		15校 80%		
	○事業内容 (1) 記録会の開催 市内全小学校の参加による陸上競技及び水泳競技記録会を開催する。 (2) 陸上指導サポーターの派遣 小学校の体育授業中における運動を支援するために、主に小学校中学年に陸上指導のサポーターを派遣する。 ①派遣校 学校の希望により決定（15～20校程度） ②派遣時数 1校あたり年間計3～4時間 ③講 師 教育委員会で選定 (3) 部活動指導員について ①配置校 ・中学校7校に配置 ・各学校の実態に合わせ、運動部・文化部へ配置 ②職務内容 ・実技指導 ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 ・用具・施設の点検管理 ・部活動の管理運営（会計管理等） ・保護者等への連絡 ・年間・月間指導計画の作成 ・生徒指導に係る対応 ・事故が発生した場合の現場対応 等 ○主な特定財源 部活動指導員配置促進事業費補助金（県） 1,792千円				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	キャリア教育推進事業 【継続 事業】				
予算額 (千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	1,000			1,000	
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【個】 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（令和6年度） 【個】 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合		小88% 中70% 小86% 中74%		
事業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	各小中学校が独自の視点から企画実施するキャリア教育活動を実施することにより、自らの夢に向かって意欲的に学び、社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	4段階中3以上の自己評価をした小中学校の割合		90%		
	<p>○事業内容</p> <p>「キャリア教育の推進」をテーマの柱に据え、学校提案型のキャリア教育活動を実施するため、キャリア教育推進事業交付金を交付する。 令和5年度からは新たに1校あたり5万円までの上限額を設定の上、全小中学校で取り組んでもらえるよう支援していく。</p> <p>○事業実施時の視点等</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が自らの将来において自己実現を図り、主体的な生き方ができるよう資質能力を育てていく。 職場体験、地域人材、企業や商工会議所等との連携した取組みを通して、勤労観や職業観を育成する。 希望する職業に就くには学力や資格の取得が必須となることを学び、現在の学力や能力などを少しでも向上させる動機付けとする。 地元企業で就労している方、経営者、保護者などが講師となり、自身のキャリアを児童生徒に直接伝えられる貴重な機会とする。また地元で働くことの良さを再認識してもらうことで将来的な若者の地元定着に繋げる。 <p>※事業交付金は、小中学校より計画・予算提案後に決定して事前交付する。</p> <p>○主な特定財源 さかた応援基金繰入金 1,000千円</p>				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	自然体験学習事業 【継続 事業】				
予算額 (千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	3,706				3,706
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策3 郷土愛にあふれた人材の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	郷土愛にあふれた人材を育成することにより、学びあい地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【個】 「自然体験学習」参加児童満足度（令和6年度）		100%		
事業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	県内唯一の離島である飛島を利用した「飛島いきいき体験スクール」や鳥海高原家族旅行村を基点とした「自然体験学習」を実施することにより、生まれ育った酒田に誇りを感じる郷土愛にあふれた子どもを育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	「飛島いきいき体験スクール」参加児童数 「自然体験学習」参加児童数		100人 450人		
	<p>○事業内容</p> <p>(1) 飛島いきいき体験スクール</p> <ol style="list-style-type: none"> 活動拠点となる飛島小中学校に必要備品を整備、維持管理する。 安全で充実した活動となるよう、事前踏査を行う。 体験スクール実施にあたり必要となる経費について保護者負担を軽減するための負担金を交付する。 R1以前まで宿泊施設として活用していた飛島小中学校体育館の老朽化に伴い、R3から島内の宿泊施設に分泊する。 新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した実施体制を整える。 飛島いきいき体験スクール実行委員会 <ul style="list-style-type: none"> 実施予定の2校（浜田小学校、宮野浦小学校）で実行委員会を組織する。 参加は各学校の希望とし、参加する児童は4年生又は5年生とする。 主な体験学習 <ul style="list-style-type: none"> 海の生物観察 ・ 標本作り ・ 植物の観察 ・ 昆虫の観察 ・ ウミネコの観察 漁業体験（イカ釣り、イカをさばく、イカの一夜干し） 島巡り探索（巨木の森、テキ穴、海釣り公園、荒崎等） ボランティア活動（海岸のゴミ拾い、島内の清掃活動） など <p>(2) 自然体験学習</p> <ol style="list-style-type: none"> 活動拠点となる鳥海高原家族旅行村に必要備品を整備、維持管理する。 安全で充実した活動となるよう、利用者団体セミナーを実施する。 体験学習実施にあたり、必要となる業務を委託する。 新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した実施体制を整える。 自然体験学習実行委員会 <ul style="list-style-type: none"> 実施予定の10校（松原小学校、富士見小学校、琢成小学校、浜田小学校、亀ヶ崎小学校、十坂小学校、平田小学校、八幡小学校、一條小学校、鳥海小学校）で実行委員会を組織する。 参加は各学校の希望とし、参加する児童は4年生又は5年生とする。 主な体験学習 <ul style="list-style-type: none"> 登山 ・ ネイチャーゲーム ・ 野外炊飯 ・ 高原学習 猛禽類保護センター見学 ・ 木工クラフト など 				

款 項 目	10款 教育費	1 項 教育総務費	3 目 指導費	所 属	R5 教育委員会学校教育課 R4 教育委員会学校教育課
事 業 名	中村ものづくり事業 【継続 事業】				
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	2,002			2,002	
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策2 社会の変化に対応できる確かな学力の育成			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果			
	児童生徒が社会の変化に対応できる確かな学力を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】 標準学力検査における全国標準得点 【総】 全国学力・学習状況調査における各教科が好きと答えた子どもの割合		全教科で上回る 増加させる		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	児童生徒が「科学・工学系ものづくり」の楽しさを知り、製品の仕組みや原理を見出す能力、創造性、原理を応用して生活に生かす力、主体的に課題解決に取り組む能力と態度を高めることにより、社会の変化に対応できる確かな学力を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	事業参加延べ人数		1,000人		
	○事業内容 ものづくり実行委員会が子ども達の科学的・技術的な資質向上を図る事業を開催する。 （1）チャレンジものづくり塾 ・小中学生を対象に年5回開催 Aコース：プログラミングロボット Bコース：3モーターリモコンロボット ・講師は産業技術短期大学、酒田光陵高等学校に依頼 （2）サイエンス発明教室 ・鶴岡工業高等専門学校に講師を依頼し、低・中学年に応じたメニューを2コース設定 ・両コースが体験できるように途中入れ替え制で行う （3）ものづくり出前授業 ・希望校に講師を派遣し特別授業を実施 ・講師は鶴岡工業高等専門学校、酒田光陵高等学校に依頼 （4）ものづくり塾DX ・中学生を対象としたものづくり事業 ・チャレンジものづくり塾よりも高度な内容で設定 ○主な特定財源 中村ものづくり基金利子及び配当金 2千円 中村ものづくり基金繰入金 2,000千円				

款 項 目	10款 教育費	4 項 生涯学習費	1 目 生涯学習振興費	所 属	R5 教育委員会社会教育課 R4 教育委員会社会教育文化課	
事 業 名	二十歳を祝う成人の集い開催事業 【継続 事業】					
予算額（千円）	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
	274				274	
上位 施策 の 概 要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策1 人生100年時代を見据えた学びの推進				
	個別計画	酒田生涯学習推進計画（令和2年度～令和11年度） 上位施策の最終成果				
	人生100年時代を見据えた学びを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。					
	成 果 指 標		目 標 値 等			
	【総】 地域の行事に参加した市民の割合（令和9年度）		増加させる			
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨					
	新社会人として祝い励ます成人の集いを対象者自身が企画・運営・実施することにより、社会人としての自覚を促し、人生100年時代を見据えた学びを推進すること。					
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等			
	市外在住対象者の式典参加率		70%			
	○事業内容 令和4年度からの成人年齢引き下げに伴い、令和5年実施式典から「成人式」を「二十歳を祝う成人の集い」に改称している。積雪が予想される時期の実施は突発的なトラブルも多いため、令和5年度以降は5月4日みどりの日に実施することとし、令和5年度は移行期間のため、成人の集いの実施はないが、令和6年5月4日の実施に向けた準備を行う。 ・成人の集い実行委員会 対象者たちによる自主的な運営を図るべく、市内企業や地域からの推薦によって実行委員を募り実行委員会を立ち上げて成人の集いを実施する。 実行委員会では、司会、所感発表等の式典時の役割、成人の集い実行委員会企画の実施やステージ上での所作の確認などについて話し合い、式の実施に向けて交流・協力しながら進める。 参考：酒田市成人式（成人の集い）対象者数（上段）と参加者数（下段）及び参加率					
	市内在住者（人）	参加率	市外在住者（人）	参加率	合計（人）	参加率
R 1	703	71.8%	390	80.3%	1,093	74.8%
	505		313		818	
R 3	797	47.7%	379	93.9%	1,176	62.6%
	380		356		736	
R 4	742	43.5%	396	95.5%	1,138	61.6%
	323		378		701	
※R2は新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、延期した後中止となった。 ※R3・R4は住民基本台帳から抽出した対象者と事前予約により自己申告する参加者との間に、居住地の齟齬が生じている。						

款 項 目	10款 教育費	4 項 生涯学習費	1 目 生涯学習振興費	所 属	R5 教育委員会社会教育課 R4 教育委員会社会教育文化課
事 業 名	生涯学習推進講座開催事業 【継続 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
1,968		285		52	1,631
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策1 人生100年時代を見据えた学びの推進			
	個別計画	酒田生涯学習推進計画(令和2年度~令和11年度) 上位施策の最終成果			
	人生100年時代を見据えた学びを推進することにより、学びあい、地域とつながる人をはぐくむまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】地域の行事に参加した市民の割合(令和9年度) 【個】生涯学習活動を行っている市民の割合(令和6年度)		増加させる 70%		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	人生100年時代を見据え、社会の変化に対応した講座や地域人材を育成する講座を開催することにより、自己の充実、生活の向上を図るとともに身近な地域活動への参加を促進する学びを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	講座延べ参加者数		34,000人		
	<p>○事業内容</p> <p>「いつでも」「どこでも」「だれでも」、すべての市民が生涯学習活動に取り組み、自ら学び、他者とつながり、持続可能なまちづくりにつながる生涯学習活動に資する講座を実施する。</p> <p>具体的には、人生を年代で区切らないマルチステージと捉え、各人の状況に応じて参加できる全世代を対象にした事業と、人間形成の基礎となる乳幼児期を対象にした事業、加えて多様化している高齢者の学習ニーズに対応した事業を展開する。</p> <p>また、消費者問題、高齢化社会等の現代的課題解決につながる講座や、地元酒田を知ることによって郷土愛の醸成に資する講座も実施していく。</p> <p>各種講座の実施 講師謝金 1,649千円 費用弁償 91千円 <内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世代型対象(鳥海山・飛鳥ジオパーク関連講座等) 講師謝金 175千円 費用弁償 21千円 ・乳幼児期対象(幼児すてっぷ出前講座等) 講師謝金 106千円 費用弁償 12千円 ・高齢期対象(デジタル社会対応講座<仮称>等) 講師謝金 30千円 費用弁償 3千円 ・課題解決等(地域人材交流講座等) 講師謝金 1,338千円 費用弁償 55千円 <p>○主な特定財源 家庭教育推進事業費補助金(県) 285千円 生涯学習講座受講料 52千円</p>				

款 項 目	10款 教育費	4 項 生涯学習費	2 目 図書館費	所 属	R5 教育委員会社会教育課 R4 教育委員会社会教育文化課
事 業 名	ミライニ管理運営事業 【継続 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
312,617				210,678	101,939
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策4 知(地)の拠点としての図書館機能の拡充			
	個別計画	第2期酒田市教育振興基本計画(令和2年度~令和11年度) 上位施策の最終成果			
	知(地)の拠点としての図書館機能を拡充することにより、学びあい、地域とつながる人をはぐくむまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
	【総】人口1人当たりの図書館入館回数 【個】人口1人当たりの館外貸出冊数 【個】ミライニの年間入館者数		増加させる 増加させる 40万人		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	市民の多様な活動及び学習機会を創出し、交流促進と中心市街地の活性化を図ることにより、知(地)の拠点としての図書館機能を拡充すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	図書館の新規登録者数 ミライニを活用した企画事業の実施回数		増加させる 平均月1回以上		
	<p>○事業内容</p> <p>指定管理者制度導入による酒田駅前交流拠点施設ミライニ及び酒田市立図書館の管理運営等を行う。</p> <p>(1) 対象施設の管理運営 ①酒田駅前交流拠点施設ミライニ (酒田市立中央図書館、酒田駅前観光案内所、酒田駅前駐車場、ミライニ広場、酒田駅前バス停留所) ②酒田市立図書館 (中央図書館、八幡分館、松山分館、ひらた図書センター)</p> <p>(2) 対象施設を含む複合施設棟共有部の管理組合への参画、経費負担 ①酒田駅前光の湊A棟管理組合(A棟) 構成:酒田市、榊月見、日新開発㈱ ②ミライニパークビル管理組合(B棟) 構成:酒田市、榊交コーポレーション ③酒田駅前地区管理協議会 構成:酒田市、酒田駅前光の湊A棟管理組合(A棟)、ミライニパークビル管理組合(B棟)、ポレスター酒田駅前レジデンス管理組合(C棟)</p> <p>(3) ミライニ運営評価審議会の開催 ミライニ及び酒田市立図書館の運営に関し調査審議する審議会を設置し、事業運営に対する意見等を徴する。</p> <p>(4) 指定管理者との調整等 指定管理者による施設管理・事業運営を進めるとともに、図書館運営についても指定管理者が行う選書会議への市の参加など適切な資料調達や管理・運営への指導助言を行う。</p> <p>○主な特定財源 ミライニ使用料(駐車場使用料、研修室使用料等) 10,365千円 地域づくり基金繰入金 200,000千円</p>				

款 項 目	10款 教育費	5項 保健体育費	1目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	子どものスポーツチャレンジ支援事業 【継続 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	3,768	248		3,000	520
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策3 > 施策3 豊かな心と健やかな体の育成			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
		上位施策の最終成果			
		運動・スポーツを通じて豊かな心と健やかな体を育成することにより、公益の心を持ち明日をひらく子どもたちを育むまじ及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。			
		成 果 指 標		目 標 値 等	
	【総】運動が好きと思っている子どもの割合(令和9年度)		増加させる		
	【個】子ども(小学生)のスポーツ実施率(令和11年度)		60%		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	体を動かすことの楽しさを実感できる運動機会の提供とスポーツ環境を整備することにより、日常的に運動する習慣を通じた基礎的運動能力や体力の向上を図り健やかな体を育成すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	スポーツ少年団員加入率(小学生)		35%		
	○事業内容 子どもたちの基礎体力向上を図るため、東北公益文科大学と連携して、鬼ごっこ事業を実施するとともに、地域で子どもたちがスポーツに取り組む環境を整備するため、酒田市スポーツ少年団本部活動に対し負担金を支出する。				
○各事業の概要 (1) 鬼ごっこによる体力向上 ・対象 市内小学校のうち2校程度 ・期間 令和5年7月から令和6年1月まで 各校20回程度実施 ・会場 各小学校体育館またはグラウンド等 ※令和4年度実績					
	小学校名	担当クラブ名	実施回数内訳(回)		実施回数 合計(回)
			4年生	5年生	6年生
	琢成小学校	女子バレーボール部	8	6	6
	浜田小学校	男子バレーボール部	6	7	7
	十坂小学校	女子サッカー部		10	10
					20
					20
					20
	(2) 酒田市スポーツ少年団本部負担金 ・主要事業				
	7月～8月	酒田市・遊佐町スポーツ少年団本部大会(6種目)			
	8月頃	山形県スポーツ少年大会(団員・指導者派遣)			
	8月～2月	指導者講習会・技術講習会(6種目)			
	10月～11月	スタートコーチ養成講習会			
	11月	山形県スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会			
	秋～冬	運動適性テスト / 本部指導者研修会			
	2月	酒田・遊佐スポーツ少年団交流大会			
	・令和4年度状況 団員数1,293人(内小学生1,254人)、加入率(小学生):31%				
	○主な特定財源 デジ 刈田園都市国家構想交付金(地方創生推進交付金)(国) 248千円 さかた応援基金繰入金 3,000千円				

款 項 目	10款 教育費	5項 保健体育費	1目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	トップアスリート育成支援事業 【継続 事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
	15,245				15,245
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
		上位施策の最終成果			
		「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまじ及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。			
		成 果 指 標		目 標 値 等	
	【個】スポーツや運動が好きである子どもの割合(令和11年度)		小85% 中75%		
	【個】国民体育大会への出場種目数(令和11年度)		20種目以上		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	スポーツ関係団体等と連携し、競技力向上とトップアスリート・指導者の育成を支援することにより、全国レベルで活躍する選手を輩出し、スポーツへの興味と関心を高め、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	東北大会、全国大会に出場した競技数及び選手数		20競技200人		
	指導者研修会受講者の満足度(5段階評価で4以上の評価率)		80%以上		
○事業内容 (公財)酒田市スポーツ協会の活動に対して補助金を交付し、各種全国大会等に出場可能なトップアスリートの育成を支援する。山形県縦断駅伝競走大会の実行委員会等に対し負担金を支出するとともに、全国大会規模のスポーツ大会開催へ補助金を交付する。また、全国大会等に出場する団体及び個人に対し激励金等を交付するとともに、指導者の資質向上を目的に講演会を開催する。					
○各事業の概要 (1) 酒田市スポーツ協会の主な事業 ・選手強化事業(加盟競技団体へ強化費の交付) ・指導者養成事業(競技スポーツ指導者養成研修) ・市民スポーツ振興事業(スポーツ教室、総合型地域スポーツクラブ) ・広報誌発行(年2回 各回4,400部) ・顕彰事業(功労指導者、優秀選手等の表彰)					
	(2) 各種競技大会				
	大会名等	開催予定日			
	山形県縦断駅伝競走大会	4月27日～29日			
	山形県女子駅伝競走大会	11月19日			
	全庄内スキー選手権大会	2月4日			
	(3) 全国大会等の大規模スポーツイベントへの補助金交付				
	大会名等		開催予定日		
	ジョイフル・スローピッチ・ソフトボール全国大会		9月2日～3日		
	(4) スポーツ振興激励金・奨励金の交付 ・交付状況 激励金:1,047,000円(174名)、奨励金:実績なし(令和4年12月末時点)				
	(5) スポーツ指導者養成研修:(公財)酒田市スポーツ協会への委託事業				

款 項 目	10款 教育費	5項 保健体育費	1目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	生涯スポーツ推進事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
6,947				6,500	447
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
【総】 スポーツ行事への参加者数(令和9年度)		37,880人			
【個】 成人の週1回以上のスポーツ実施率(令和11年度)		60%			
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	誰でも気軽に楽しめるスポーツイベントの開催と地域での生涯スポーツ行事の充実を図ることにより、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	延べ参加者人数(酒田市体育大会、ラン&ウォークイベント)		4,500人		
	○事業内容				
	市民が参加しやすいスポーツイベントを開催するとともに、地域のコーディネーターの役割を担うスポーツ推進委員の各種研修への参加を充実させることで、地域のスポーツ行事の企画・立案に向けたスキルアップを図り、多世代が運動しやすい環境を整える。				
	(1) スポーツイベント				
	No.	イベント名等	開催予定日	参加者見込み数	
	1	酒田市体育大会	4月～5月	4,000人	
	2	ラン&ウォークイベント	5月・10月	500人	
(2) スポーツ推進委員の主な活動					
①研修会等への参加					
No.	研修会名	開催予定地	参加予定人数		
1	全国スポーツ推進委員研究協議会	青森県青森市	10人		
2	東北地区スポーツ推進委員研修会	岩手県花巻市	15人		
3	山形県スポーツ推進委員研究大会	長井市	15人		
4	庄内地区スポーツ推進委員協議会総会・研修会	三川町	40人		
5	酒田市スポーツ推進委員研究協議会	酒田市	60人		
②会報「みんなでスポーツ」の発行					
③各地区におけるニューススポーツ講習会等の開催					
○主な特定財源					
さかた応援基金繰入金 6,500千円					

款 項 目	10款 教育費	5項 保健体育費	1目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	スポーツツーリズム推進事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
13,120				8,001	5,119
上位 施策 の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
【個】 つや姫マラソン・おしんレース大会における 交流人口(市外・県外)(令和11年度)		1,600人			
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	魅力あるスポーツイベントを開催し、交流人口の拡大と賑わいとまちづくりを推進することにより、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
	県外参加者の割合		45%		
	○事業内容				
	スポーツを通じた交流人口の拡大を図るため、湊酒田つや姫ハーフマラソン大会実行委員会に対し負担金を支出するとともに、東北大会等の大規模スポーツイベント開催へ補助金を交付する。また、湊酒田つや姫ハーフマラソン大会をはじめとした、市内で開催される競技大会等のスポーツイベントをサポートする酒田市スポーツボランティア会への登録を促すと同時にボランティア人材を育成し、スポーツ活動の充実を図る。				
	(1) 負担金支出大会				
	大会名等		開催予定日	参加者見込み数	
	湊酒田つや姫ハーフマラソン大会		10月15日	1,700人	
	(2) 補助金交付大会				
大会名等		開催予定日	参加者見込み数		
モルック東北大会		10月8日	120人		
(3) 酒田市スポーツボランティア会への登録					
・登録状況 会員数21人(令和4年12月末時点)					
○主な特定財源					
日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 8,000千円					

款 項 目	10款 教育費	5項 保健体育費	1目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	スポーツによる地域コミュニティ活性化事業【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
1,670					1,670
上位 施策の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	地域コミュニティの活性化と「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
【総】スポーツ行事への参加者数(令和9年度)			37,880人		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	幅広い年齢層が参加できるスポーツイベントを開催することにより、世代間交流や地域の一体感を醸成し、災害時にも支え合う地域コミュニティの活性化を図るとともに、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
	延べ参加者人数(市民体育祭、酒田市巡回駅伝競走大会)			1,700人	
	○事業内容 スポーツ活動を通じて市民による地域コミュニティ活性化を図るため、市民体育祭、巡回駅伝競走大会といった市民参加型のスポーツイベントを行う。				
開催予定のスポーツ大会					
		大会名等	開催予定日	参加者見込み数	
		酒田市民体育祭	7月2日	1,500人	
		酒田市巡回駅伝競走大会	11月12日	200人	

款 項 目	10款 教育費	5項 保健体育費	1目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	体育施設整備事業【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
61,489			37,400	6,000	18,089
上位 施策の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標			目 標 値 等	
【総】スポーツ行事への参加者数(令和9年度)			37,880人		
【個】スポーツ施設の利用者数(令和11年度)			770,000人		
事 業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	安全で快適な体育施設として計画的な改修と備品を整備することにより、競技力の向上と生涯スポーツの振興、大会誘致による交流人口の拡大を図り、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標			目 標 値 等	
				年度内事業の完了	
	○事業内容 体育施設の改修及び備品整備等を実施する。				
(1) 施設改修					
・ 可動床駆動部修繕(光ヶ丘プール)					
・ 電光掲示板システム改修業務委託(光ヶ丘野球場)					
・ 照明塔撤去工事(光ヶ丘野球場)					
(2) 備品整備					
・ 陸上競技用着順判定及びタイム計測システム(光ヶ丘陸上競技場)					
(体育施設利用実績)					
		年度	R 1	R 2	R 3
		人数	685,458	497,379	529,494
○主な特定財源					
日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金				6,000千円	
公共施設等適正管理推進事業債(市債)				37,400千円	

款 項 目	10款 教育費	5 項 保健体育費	1 目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 教育委員会スポーツ振興課
事 業 名	国体記念体育館改修事業 【継続事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
1,421,655	245,908		717,700	378,208	79,839
上位 施策の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
【総】スポーツ行事への参加者数(令和9年度)		37,880人			
【個】スポーツ施設の利用者数(令和11年度)		770,000人			
事業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	国体記念体育館の改修を行うことにより、安全で快適なスポーツ環境を提供し、競技力の向上と生涯スポーツの振興、大会誘致による交流人口の拡大を図り、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
			年度内事業の完了		
	○事業内容				
	供用開始から30年以上が経過した国体記念体育館について、令和元年度に実施した長寿命化計画用簡易調査の結果に基づき、大規模改修工事を行う。				
	所 在 地	酒田市飯森山二丁目296番地の1			
	設 置	平成3年6月			
	床 面 積	8,843㎡			
	利用実績	年度	R 1	R 2	R 3
	件数	2,594	2,490	2,267	
	人数	88,748	41,967	52,890	
実施経過及び予定	令和元年度	長寿命化計画用簡易調査業務委託			
	令和2年度	改修工事の時期、改修方法の検討			
	令和3年度	改修工事設計業務委託			
	令和4年度	改修工事			
	令和5年度	改修工事(施設の休館を伴う)			
【継続費】 単位：千円					
	事業名	総額	年度	年割額	
	国体記念体育館改修事業費(工事監理)	33,206	令和4年度	9,962	
			令和5年度	23,244	
	国体記念体育館改修事業費(大規模改修)	2,218,138	令和4年度	819,742	
			令和5年度	1,398,396	
○主な特定財源					
	社会資本整備総合交付金(国)	245,908千円			
	公共施設等整備基金繰入金	324,716千円			
	日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金	53,492千円			
	公共施設等適正管理推進事業債(市債)	717,700千円			

款 項 目	10款 教育費	5 項 保健体育費	1 目 スポーツ振興費	所 属	R5 教育委員会スポーツ振興課 R4 ー
事 業 名	八幡体育館改築事業 【新規事業】				
予算額(千円)	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
23,951			23,900		51
上位 施策の 概要	総合計画	第1章 > 政策4 > 施策5 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進			
	個別計画	酒田市スポーツ推進計画(令和元年度～令和11年度)			
	上位施策の最終成果				
	「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することにより、学びあい、地域とつながる人を育むまち及び未来を担う人材が豊富な酒田を実現すること。				
	成 果 指 標		目 標 値 等		
【総】スポーツ行事への参加者数(令和9年度)		37,880人			
【個】スポーツ施設の利用者数(令和11年度)		770,000人			
事業 の 概 要	目 的 ・ 趣 旨				
	耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた八幡体育館を改築することにより、安全で快適なスポーツ環境を提供し、競技力の向上と生涯スポーツの振興、大会誘致による交流人口の拡大を図り、「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進すること。				
	活 動 ・ 手 段 指 標		目 標 値 等		
			年度内事業の完了		
	○事業内容				
	旧耐震基準で建築され、耐震診断を実施した結果、耐震改修工事が必要と判断された八幡体育館について、改築工事を行うための地盤調査と設計業務を行う。				
	(1) 地盤調査業務委託				
	(2) 基本実施設計業務委託(継続費)				
	【継続費】 単位：千円				
		事業名	総額	年度	年割額
	八幡体育館改築事業費	40,535	令和5年度	12,161	
			令和6年度	28,374	
所 在 地	酒田市観音寺町後15番地				
設 置	昭和49年3月				
床 面 積	2,262㎡				
利用実績	年度	R 1	R 2	R 3	
	件数	1,139	1,163	1,199	
	人数	18,833	14,304	15,021	
実施予定	令和5年度	地盤調査業務委託			
	令和5～6年度	基本実施設計業務委託			
	令和6～7年度	解体・改築工事、工事監理業務委託			
	令和8年度	修道館解体工事			
○主な特定財源					
	過疎対策事業債(市債)	23,900千円			

その他（各課等からの報告）【報告事項1】

件名	第63回酒田市教育委員会科学賞受賞作品について			
担当課	学校教育課（電話26-5775）			
1 応募作品	98点 120名（小学校74点、中学校17点、高等学校7点）			
2 審査員	有識者、市内小中学校代表者で構成される10名			
3 審査会	令和4年12月1日 審査打合わせ 令和5年1月11日 一次審査 令和5年1月17日 本審査			
4 表彰式	令和5年2月21日 公益ホール			
5 受賞作品	科学賞 1点 奨励賞 3点 努力賞 13点			
賞別	研究題	氏名	学校名	学年
科学賞	ぼくのかぶとむし日記(6年目) ～幼虫は大きく育つ本能を持っているか～	齋藤 佳輝	泉小	6
奨励賞	パラシュートの研究 4年目	佐藤 壮	広野小	4
奨励賞	水草のひみつを探れ！～第2弾～	加藤 葵	泉小	5
奨励賞	ストロー飛行機を科学する 2nd シーズン よく飛ぶストロー飛行機を作ろう、調べよう！7年目	池田 蒼空 池田 滯央	鳥海八幡中	1
努力賞	クワガタのかんさつ	池田 耀一	鳥海小	1
努力賞	どうしてかわる！？アサガオのはなのいろ	後藤 彩李	南平田小	1
努力賞	日なたと日かげどっちがいっぱいさくかな？	加藤 涼汰	宮野浦小	2
努力賞	たんぼぼのひみつ調べ（2年目）	澁谷ひかり	平田小	3
努力賞	きゅうりのつるの研究	池田 紗絵	亀ヶ崎小	3
努力賞	えき体の光り方けんきゅう（2年目）	信夫遥一郎	八幡小	3
努力賞	日光のふしぎ 黒い紙をなぜ使う？ ～虫メガネで日光を集める～	佐藤 果林	松陵小	3
努力賞	ダンゴムシっておもしろい（4年目） ～ワラジムシとのちがいをくらべてみよう～	齋藤 希羽	松山小	4
努力賞	氷の科学実験（5年目） ～氷のとけ方を調べてみよう～	後藤 志織	松山小	5
努力賞	野菜の観察 パート6 ～より甘いミニトマトを作るためには？～	佐藤 結	南平田小	6
努力賞	かたつむりの観察(6年目) ～どうなってるの？かたつむりの口の動き～	村上 大晟	泉小	6
努力賞	牛乳がたれる仕組みを解明する	伊藤 純也	酒田二中	2
努力賞	ウツボカズラの密腺と生育	伊藤 颯希 佐藤 朱莉 長谷川奈桜	酒田東高	2

その他（各課等からの報告）【報告事項2】

件名	酒田市眺海の森天体観測館の休館について
担当課	社会教育文化課（電話24-2992）

【報告の概要】

眺海の森天体観測館について、施設の老朽化により現状では天体観測ができない状況であることから、令和5年度は休館とします。あわせて令和6年3月31日をもって施設を廃止する旨の周知を図るとともに土地の所有者である山形県とも調整し、建物と設備の売却・除却等に向けた検討を進めるものです。

1 庁内検討経過

平成28年3月	酒田市公共施設適正化実施方針策定
令和4年10月11日	関係課長会議（調整会議）
令和4年11月8日	政策会議
令和4年11月22日	教育委員会委員勉強会
令和5年1月5日	市長報告

2 令和5年度以降に想定される経費見込み（令和4年度との比較）

	令和4年度	令和5年度	備考
指定管理委託料	3,000,000円	720,000円	警備料、光熱水費等
行政財産目的外使用料 (山形県)	77,000円	77,000円	建物が存在する間は50%減免。 給水管理設分は5年に1回（次回令和9年度）
合計	3,077,000円	797,000円	

※建物解体費用等は別途

3 今後のスケジュール

令和5年2月	総務常任委員協議会（13日）に報告
令和5年3月	市広報（3月16日号）及び市HP等で4月からの休館を周知
令和5年度中	県との協議
令和5年9月	廃止条例提案（市議会9月定例会）

その他（各課等からの報告）【報告事項3】

件名	酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則の一部改正について
担当課	社会教育文化課（電話 21-8351）
【報告の概要】 1 趣旨 駅前駐車場の月極駐車利用については、現在契約対象である酒田駅前地区第一種市街地再開発事業により整備された集合住宅の全戸数 57 戸（うち未入居 10 戸）のうち 35 戸からの利用にとどまっている。一方、昨年 4 月の申し込み開始時より、2 台目以降の駐車利用を希望する声もあるため、利用者の利便性、また駐車場使用料収入の増収を見込み 1 戸につき 1 台の限定条件を改めるもの。（市長制定規則） 2 改正内容 月極駐車の対象の改定（規則第 17 条） ・酒田市酒田駅前駐車場の月極駐車の対象について、実際の駐車場の利用状況に即して、別紙新旧対照表（案）のとおり駐車台数の限定条件を改定するもの。 3 施行期日 令和 5 年 3 月 1 日 《添付資料》 ・酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則の一部を改正する規則 ・酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則新旧対照表	

酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則（令和3年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第17条中「集合住宅に居住する者の属する住宅1戸につき普通自動車1台」を「その者の所有又は管理に属する普通自動車」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、月極駐車の対象となる総台数は、集合住宅の総戸数に相当する数を上限とする。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(月極駐車の対象)</p> <p>第17条 条例別表に規定する都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく酒田駅前地区第一種市街地再開発事業により整備された集合住宅に居住する者で規則で定めるものは、<u>その者の所有又は管理に属する普通自動車</u>とする。</p> <p>2 前項の場合において、月極駐車の対象となる総台数は、<u>集合住宅の総戸数に相当する数を上限とする。</u></p>	<p>本則</p> <p>(月極駐車の対象)</p> <p>第17条 条例別表に規定する都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく酒田駅前地区第一種市街地再開発事業により整備された集合住宅に居住する者で規則で定めるものは、<u>集合住宅に居住する者の属する住宅1戸につき普通自動車1台</u>とする。</p> <p>(新設)</p>

その他（各課等からの報告）【報告事項4】

件 名	社会教育文化施設整備方針の一部改訂について
担 当 課	社会教育文化課（電話 2 4 - 2 9 9 5）
<p>【報告の概要】</p> <p>文部科学省通知により、令和2年度までに策定を求められていた社会教育文化施設の個別計画である「酒田市社会教育文化施設個別施設計画」を令和2年4月に策定し、令和3年2月に、施設の廃止・統合の方針、ホール機能維持の方向性を定めるなど計画内容を一部見直し、施設整備方針として改訂を行っている。</p> <p>今回の改訂は、令和4年度における図書館の所管課変更、令和5年度からの組織改編に伴い、対象施設を変更するほか、各ホールの機能分担を明確にし、厳しい財政状況に対応するために設備の改修計画を改めたもの。</p> <p>※詳細は、別紙「社会教育文化施設整備方針（令和5年2月一部改訂）」</p> <p>【審議経過】</p> <p>1 2月23日 令和4年 第12回教育委員会勉強会 1月26日 公共施設経営検討委員会幹事会 2月 6日 公共施設経営検討委員会(承認)</p> <p>【令和4年 第12回教育委員会勉強会(R4.12.23開催)との相違】</p> <p>①数値の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P16 簡易劣化調査結果(表中 酒田市中心公民館(外部建具、給排水)) ・ P26 シアターOZ ホール利用人数の修正 <p>②文言の説明追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P22 眺海の森天体観測館下段文言修正(建物の底地が県有地であることの説明追加) <p>【今後の予定】</p> <p>2月13日 総務常任委員協議会 報告</p>	

【概要版】

社会教育文化施設整備方針(令和5年 月一部改訂)

1 これまでの経過

【令和2年3月 当初策定内容】

- 名称：社会教育文化施設個別施設計画
- 策定年月：令和2年3月
- 計画期間：令和2年度～令和11年度の10か年度
- 内容：文化施設長寿命化対策事業の財源として活用する公共施設等適正管理推進事業債を充当する施設（市民会館、土門拳記念館、市美術館）のみ個別施設の状況及び年次改修計画を示した。

【令和3年2月 一部改訂】

- 名称：酒田市社会教育文化施設整備方針
- 主な改訂内容：
 - ・名称の変更(「個別施設計画」→「整備方針」)
 - ・当課が所管する施設のうち指定文化財施設を除く16施設についての施設概要、現状、利用者数の推移、今後の改修計画を記載
 - ・これまでの大規模な修繕及び公共施設適正化実施方針に則り、維持・継続する施設以外の施設(八森窯体験学習施設、天体観測館、資料館、阿部記念館)の方針を明記
 - ・ホールごとの機能と今後の更新の方向性について記載。

2 R5.2改訂に至る経過

令和4年度及び令和5年度からの組織改編に伴い、本方針の対象施設として新たに図書館施設(4施設)と駅前駐車場、駅前バス停留所を追加し、現文化財系の施設(5施設)と現文化芸術系の施設(3施設)を除いた14施設を対象とする。(従前16施設)

また、市内に4つあるホールの機能をより明確にし、厳しい財政状況に対応する改修計画に改めるもの。

【追加施設】中央図書館、八幡分館、松山分館、ひらた図書センター、駅前駐車場、駅前バス停留所

【除外施設】松山城址館、松山文化伝承館、資料館、阿部記念館、旧鳥海小学校、市民会館、土門拳記念館、美術館

※なお、除外施設については、「酒田市公共施設整備方針」に配置替え予定

3 主な改訂内容

- ・対象施設の変更に伴う社会教育文化施設の現状(施設の保有量、利用者の推移、維持・更新コスト)の修正、利用状況に応じた今後の改修や方針等の修正
- ・ホール機能と今後の更新の方向性に係る修正
- ・簡易劣化調査データの更新と劣化度の標記方法の変更
→劣化状況をA～Dの4段階表記から点数に変更し、「酒田市公共施設整備方針」(令和4年9月一部改訂)と比較できるようにした。

4 ホールの現状と機能維持の方向性

市内には市民会館、公益研修センター、総合文化センター、シアターOZの4つのホールがあり、催事の内容、座席数や舞台機構の機能によりホールを選択して利用している。これら4つのホール機能を現状のまま維持していくことは財政的に困難なことから、次のとおり機能分担を図り、必要最小限の機能を確保するよう更新・改修を行う。

施設名称	定員	機能
シアターOZ	212人	・原則、映画上映に特化。・35ミリ映写機は更新しない。※
総合文化センター	425人	・映画上映以外の音楽会、発表会、講演会など。※
公益研修センター	536人	・現在のホール機能を維持する。
市民会館 【酒田市公共施設整備方針】	1,287人 (大ホール) 150人 (小ホール)	・市を代表するホールとして「希望ホール」を位置づける ・音響及び吊物など舞台機能は建設当時の機能の維持していく ・照明は維持管理経費削減のためLED化する

※経年劣化等により落下等危険のおそれがある吊物機構については、順次撤去等を検討し、安全に配慮する。

5 審議経過及び今後の予定

【審議経過】

- 1 2月23日 令和4年 第12回教育委員会勉強会
- 1月26日 公共施設経営検討委員会幹事会
- 2月 6日 公共施設経営検討委員会(承認)

【今後の予定】

- 2月10日 令和5年 第2回教育委員会報告
- 2月13日 総務常任委員協議会報告

酒田市社会教育文化施設整備方針

令和2年～令和11年

令和2年4月

(令和5年2月一部改訂)

酒田市教育委員会

※赤字がR3.2月の一部改訂後に修正した箇所。

青字は、令和4年第12回教育委員会勉強会(R4.12.23日)後に修正した箇所。

目次

1	背景・目的	1
	(1) 背景	1
	(2) 目的	1
	(3) 位置付け	1
	(4) 対象期間	2
	(5) 対象施設	2
2	公共施設を取り巻く現状について	3
	(1) 人口減少の状況	3
	(2) 公共施設の現状	3
3	公共施設適正化基本計画（平成 27 年 3 月策定）	5
	(1) 公共施設適正化マネジメントの基本方針	5
	(2) 管理等の基本的な方針	6
	(3) 改修等の基本的な方針	8
4	社会教育文化施設の目指すべき姿	10
5	社会教育文化施設の現状	11
	(1) 概要	11
	(2) 劣化状況等の評価	13
	(3) 個別施設の状況	17
	(4) ホールの現状と機能維持の方向性	26
6	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準	28
	(1) 改修等の整備水準	28
	(2) 維持管理の手法	29
7	改修等の実施計画	30
	(1) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）	30
	(2) 計画期間中の改修等の実施計画	31
8	社会教育文化施設整備計画の継続的運用方針	33
	(1) 効率的な情報の管理と活用	33
	(2) 推進体制等の整備	33
	(3) フォローアップ	33

資料.....	34
簡易劣化調査の概要.....	34

1 背景・目的

(1) 背景

本市の社会教育文化施設は生涯学習や文化芸術活動など多くの市民に利用され、その生涯学習・文化芸術振興に大きな役割を果たしていますが、施設によって、建設から20年以内の比較的新しいものもある一方、40年近く経過し老朽化による大規模改修が必要な施設など、課題を抱えている施設が多くあります。

人口減少による利用者の減少が見込まれ、また、財政の将来的な見通しが厳しいなか、今後、これらの施設を維持・継続していくには、財政面において非常に厳しい状況にあります。

本市では、限られた財源のもとで様々な課題に対応し、どのようなまちづくりを目指していくのかを考え、望ましい公共施設を次世代に引き継ぐため、中長期的な展望に立って、経営的な視点から公共施設の量と質の見直しを進めるため、「酒田市公共施設適正化基本計画」（以下、「適正化基本計画」という）を平成27年3月に策定しました。

また、国の指針等も踏まえながら、「酒田市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を平成29年3月に策定し、インフラを含めた公共施設全般について、現状と将来の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針を定めました。

本方針は、これらの指針などに基づきながら、社会教育文化施設を取り巻く現状を踏まえ、計画的に施設整備を進めていくために策定するものです。

(2) 目的

本市の生涯学習、文化芸術の拠点である社会教育文化施設の機能の維持・向上を目指し、施設を取り巻く状況を把握、分析するとともに、計画的かつ効率的な維持管理、施設の利活用を検討するため、適正化基本計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針となる本方針を策定するものです。

(3) 位置付け

本方針は、適正化実施方針で示している各施設のあり方を踏まえ、総合管理計画の基本方針や施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を示す個別施設計画として位置付けます。令和元年度に策定した酒田市社会教育文化施設個別施設計画の内容を見直したものです。

(4) 対象期間

期間は、酒田市教育振興基本計画の期間に合わせ、令和 11 年までとします。

(5) 対象施設

この整備方針の社会教育文化施設は、下記の施設を対象とします。

○対象施設一覧

施設用途	施設名
生涯学習施設	ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設
	公益研修センター
	出羽遊心館
	清亀園
	八森窯体験学習施設
	眺海の森天体観測館（コスモス童夢）
	ひらた生涯学習センター
集会施設	中央公民館
文化施設	(新)中央図書館(酒田駅前交流拠点施設ミライニ)
	八幡分館
	松山分館
	ひらた図書センター
その他の施設	駅前駐車場(酒田駅前交流拠点施設ミライニ)
	駅前バス停留所(酒田駅前交流拠点施設ミライニ)
施設計	14 施設

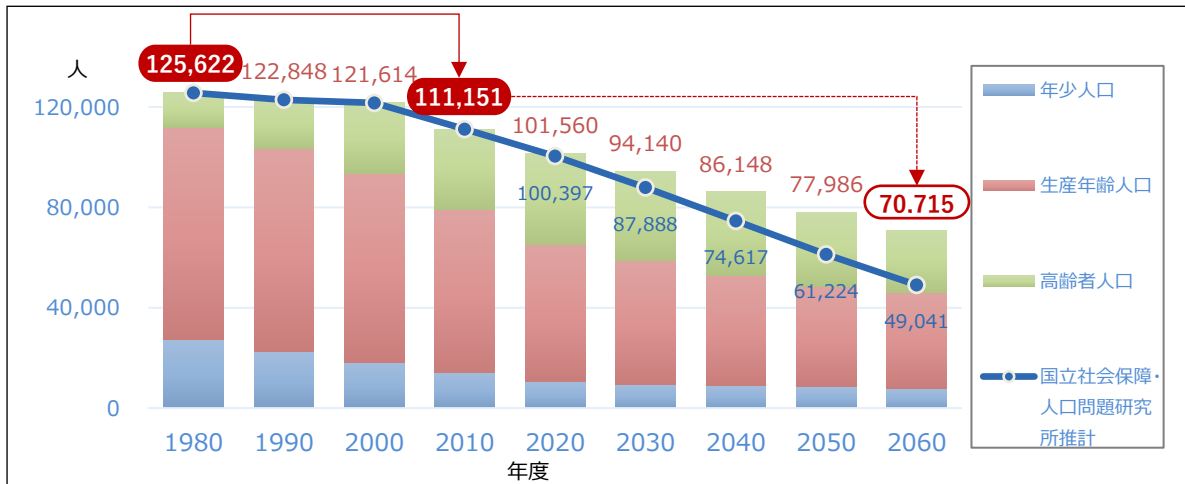
2 公共施設を取り巻く現状について

(1) 人口減少の状況

本市の人口は、酒田市人口ビジョンの推計によると、2060年（令和47年）には70,715人となり、2015年（平成27年）の106,244人と比較すると、約33%の人口が減少することになります。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けており、一方で高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

図表1 酒田市の人口推計



出典：酒田市人口ビジョン

(2) 公共施設の現状

① 延べ床面積の状況

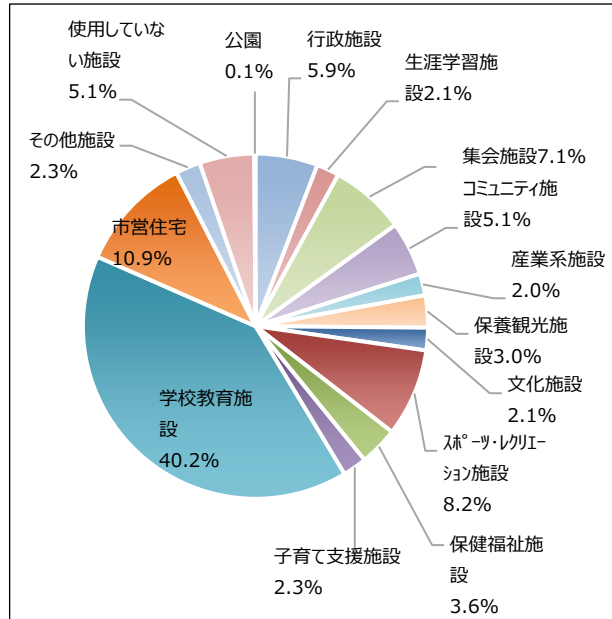
本市の公共施設のうち、公共施設白書（平成27年3月作成）において実態把握をした638施設の延べ床面積は479,608㎡（平成25年度末時点）です。延べ床面積の割合は、学校教育施設が40.2%と最も大きく、次いで、市営住宅（10.9%）、スポーツ・レクリエーション施設（8.2%）の順となっています（社会教育文化施設の現状についてはP11以降に記載）。

平成30年度末時点の延べ床面積は、482,045㎡で、公共施設白書作成時から2,437㎡増加しています。市民一人当たりの延べ床面積は約4.6㎡で、全国の自治体平均3.8㎡の約1.2倍、人口同規模都市平均3.0㎡の約1.5倍となっています。

また、今後も施設をすべて維持・更新した場合、1人当たりの延べ床面積は、2045年には、7.1㎡となり、現在の1.9倍となります。

図表 2 分類別延べ床面積の構成比

分類	面積	構成比
行政施設	28,043	5.9%
生涯学習施設	10,178	2.1%
集会施設	33,873	7.1%
コミュニティ施設	24,255	5.1%
産業系施設	9,785	2.0%
保養観光施設	14,457	3.0%
文化施設	10,126	2.1%
スポーツ・レクリエーション施設	39,504	8.2%
保健福祉施設	17,358	3.6%
子育て支援施設	10,847	2.3%
学校教育施設	192,872	40.2%
市営住宅	51,993	10.9%
その他施設	11,189	2.3%
使用していない施設	24,607	5.1%
公園	523	0.1%
	479,608	100.0%



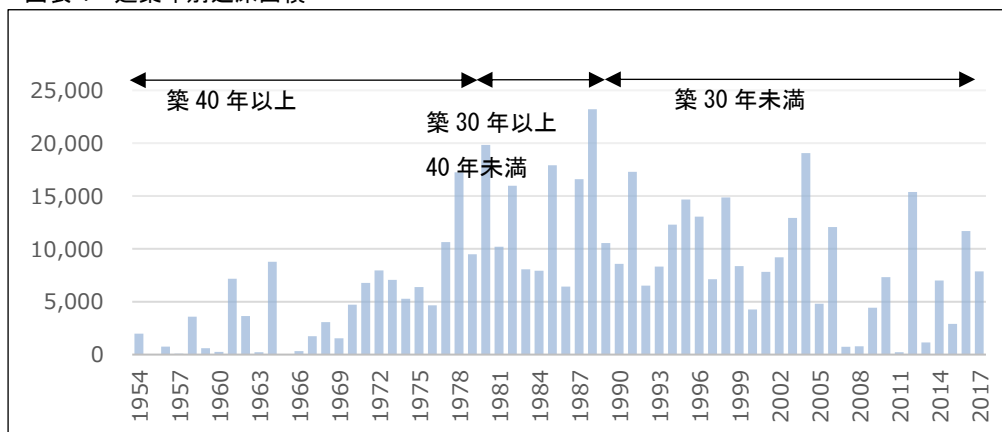
図表 3 一人当たりの公共施設延べ床面積

項目	一人当たり床面積	酒田市との比較
酒田市	4.6 m ² /人	—
全市区町村平均	3.8 m ² /人	約 1.2 倍
人口 10～11 万人の 18 都市平均	3.0 m ² /人	約 1.5 倍
山形県内 13 市平均	4.3 m ² /人	約 1.1 倍

② 老朽化の状況

本市では、1970 年代から 1980 年代にかけて学校教育施設を中心に現在の公共施設の 45.2% を占める多くの施設が整備されました。そのため、建設後 30 年を超える施設が多くなってきており、今後、大規模改修が必要となる施設が急速に増加していくこととなります。

図表 4 建築年別延床面積

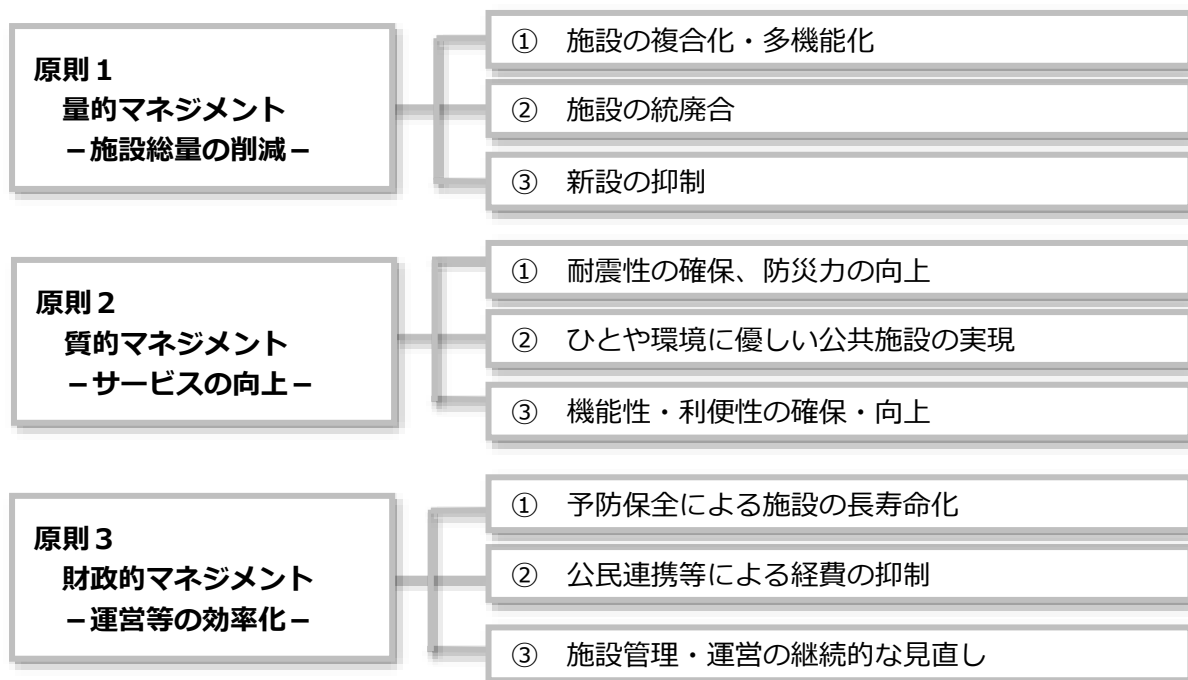


3 公共施設適正化基本計画（平成 27 年 3 月策定）

（1）公共施設適正化マネジメントの基本方針

本市では、限られた財源の下で様々な課題に対応し、どのようなまちづくりを目指していくのかを考え、望ましい公共施設を次世代に引き継ぐため、中長期的な展望に立って、経営的な視点から公共施設の量と質の見直し（公共施設の適正化）を進めるため「酒田市公共施設適正化基本計画」を策定し、三つの原則と、将来更新費用の削減目標額を掲げました。

① 公共施設マネジメント 3 原則



② 将来更新費用削減目標

公共施設に係る更新費用に対する財源不足額を踏まえ、40年間で更新費用の削減目標額を定めました。

将来更新費用削減目標額 860 億円

(2) 管理等の基本的な方針

公共施設等の総合かつ計画的な管理について、基本的な方針をまとめた「酒田市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を平成29年3月に決めました。その後、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されたことを踏まえ、現在の人口や財政、公共施設の状況を反映した内容で令和4年3月に改訂しました。

また、「酒田市公共施設長寿命化計画」を策定し、計画的に保全することにより、施設の長寿命化を進めることとしています。

酒田市公共施設等総合管理計画の基本方針(令和4年3月改訂版)

将来世代に負担を残さない

必要な公共施設やインフラを、将来世代に過度な負担を残さずに維持するために、将来の財政状況や人口推移等を踏まえ、公共施設等の適正化を進めます。

質の高いストックを継承する

市民のニーズや社会状況の変化を踏まえながら、安全・安心に使用できる質の高い公共施設やインフラを次世代に継承します。

まちづくりとの連動を図る

総合計画をはじめとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略やマスタープランなどの関連計画と連動を図り、本市が目指す将来のまちづくりに資する公共施設やインフラに再編していきます。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針

定期的に点検・診断を行い、履歴を蓄積して老朽化対策や計画の見直し等に活用する。

安全確保の実施方針

危険性の高い施設は、安全確保を最優先し、速やかに応急処置や解体等を行う。

ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン化を進め、誰もが使用しやすい施設を目指す。

統合や廃止の推進方針

アクションプランを作成して、施設の統廃合や運営方法の見直し等を進める。

広域的な連携の取組方針

近隣自治体を含めた広域的な連携体制のあり方を検討する。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

市民ニーズの変化や施設の重要度等を踏まえて、計画的に維持管理・修繕・更新を行う。

耐震化の実施方針

災害時の拠点となる施設は、優先的に耐震化を進める。

長寿命化の実施方針

施設の長寿命化を進めて、ライフサイクルコストの縮減を図る。

民間活力を導入した公共施設の活用及び未利用資産の利活用

民間からの提案を積極的に受け入れ、公共施設の活用や未利用資産の利活用を行う。

総合かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等マネジメントについて、全庁的な取組体制を積極的に活用する。

平成 28 年 3 月には、基本計画で定めた基本方針や削減目標の実現に向けて、公共施設白書で整理したデータや課題を踏まえながら、「酒田市公共施設適正化実施方針」（以下、「適正化実施方針」）を策定し、本市の今後厳しい財政状況に対応し、持続可能な財政運営を行っていくために、全市的な課題解決の方策をまとめました。

適正化実施方針においては、各施設の評価を行い、総合的な観点から、各施設の方針を検討し、用途別の方針を定めています。

① 生涯学習施設

- ・生涯学習施設は、民間サービスの状況も踏まえ、施設の適正配置を進めることを基本とします。
- ・施設の利用状況、周辺の集会施設の状況を考慮しながら、統廃合や他の公共施設との複合化を進めます。
- ・利用者が限定されている施設については、移管を行うなど、運営形態の見直し等により、公共施設としての位置づけの見直しを行います。

② 集会施設

- ・集会施設は、多様な市民活動や交流の活性化を図る場として、民間施設の活用も視野に、施設の適正配置を進めることを基本とします。
- ・各施設の建物状況や配置状況、利用状況を考慮しながら、統廃合や他の公共施設との複合化を進めます。
- ・利用者が限定されている施設については、移管を行うなど、運営形態の見直し等により、公共施設としての位置づけの見直しを行います。

③ 文化施設

- ・中央図書館は、現在、宿泊施設や飲食店などの民間施設や観光案内所との複合施設として酒田駅前に新たに整備されました。なお、総合文化センター内の中央図書館跡には、公文書館と光丘文庫、資料館、市史編纂の機能を併せ持った施設が整備される予定です。

④ その他行政施設

- ・利用者のニーズや収益性、周辺の民間施設の状況を考慮しながら、公共サービスとしての必要性を検証し、運営権の譲渡(コンセッション方式)、民営化等について検討します。

(3) 改修等の基本的な方針

① 長寿命化の考え方

従来の頻度での施設の建替えや新設による市民サービスの維持は、財政負担を圧迫することとなり、大変困難です。そこで、日ごろから点検により躯体や設備の状態を把握し、計画的・保全的な修繕や機能向上を図る改修を行うことで施設を長寿命化しながら、市民サービスを維持していく必要があります。

② 目標使用年数、改修周期の設定

施設の構造形式により、法定耐用年数を超えて80年以上使い続けることを目標とし、40年目を目途に機能向上を図る長寿命化改修の実施を検討していきます。

- 目標使用年数 … 80年以上
- 長寿命化改修の周期… 35～40年

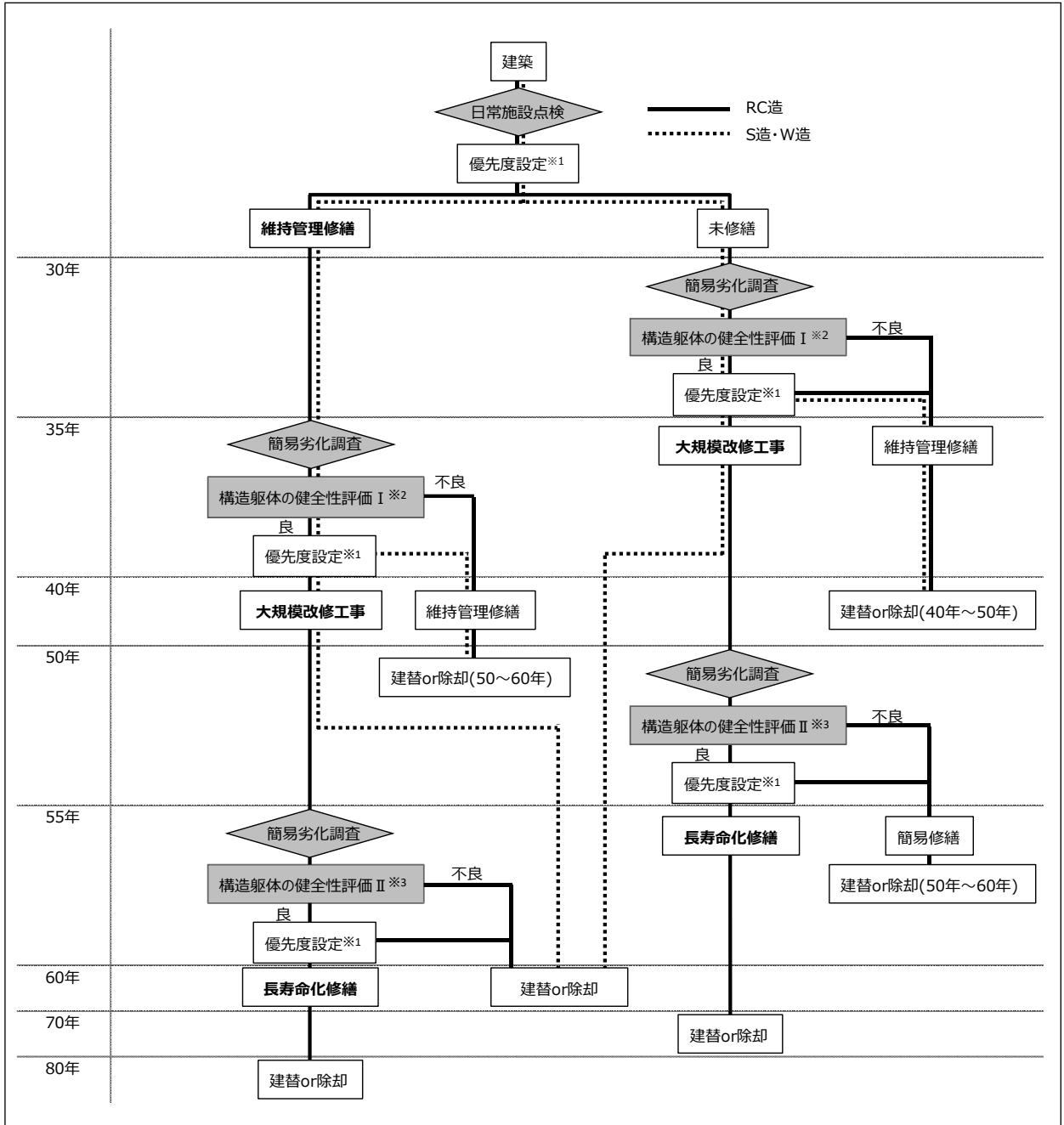
構造形式	耐用年数*	目標耐用年数(長寿命化)
RC造、SRC造	60年	80年
S造、W造、その他	40年	60年

*体育館等に見られる一部鉄骨を使用している鉄筋コンクリート造の建物については、鉄骨造として目標耐用年数を設定する

築年数	工事種別
20年目	長寿命化修繕(機能回復)
40年目	大規模改修工事(機能向上)
60年目	長寿命化修繕(機能回復)

③ 長寿命化に係る工事・修繕の考え方

図表 5 長寿命化に係る工事・修繕の考え方のフロー図



- ※ 1 優先度設定時の個別要件
 - ・利用状況
 - ・長寿命化によるコストメリット
 - ・整備方針による位置づけ
- ※ 2 構造躯体の健全性評価Ⅰ
 - コンクリートの圧縮強度試験及び中性化深度（耐震診断調査結果を参考に評価）
- ※ 3 構造躯体の健全性評価Ⅱ
 - コンクリートの圧縮強度試験及び中性化深度調査を実施

4 社会教育文化施設の目指すべき姿

本市の社会教育文化施設は、生涯学習、その他地域活動の拠点として、今後も活用されていくものであります。人生 100 年時代の生涯学習や、子どもから大人まで、障がいの有無や言語・文化の違いなどにかかわらず、市民による多様な活動が行われる施設となることが求められています。

また一方で、その多くが建設から相当程度年数が経過しているため経年劣化が進んでおり、計画的な改修による長寿命化はもとより、利用する市民の安全安心の確保と必要なサービスレベルの維持を念頭に置き、社会教育文化活動の継続発展を図る必要があります。

5 社会教育文化施設の現状

(1) 概要

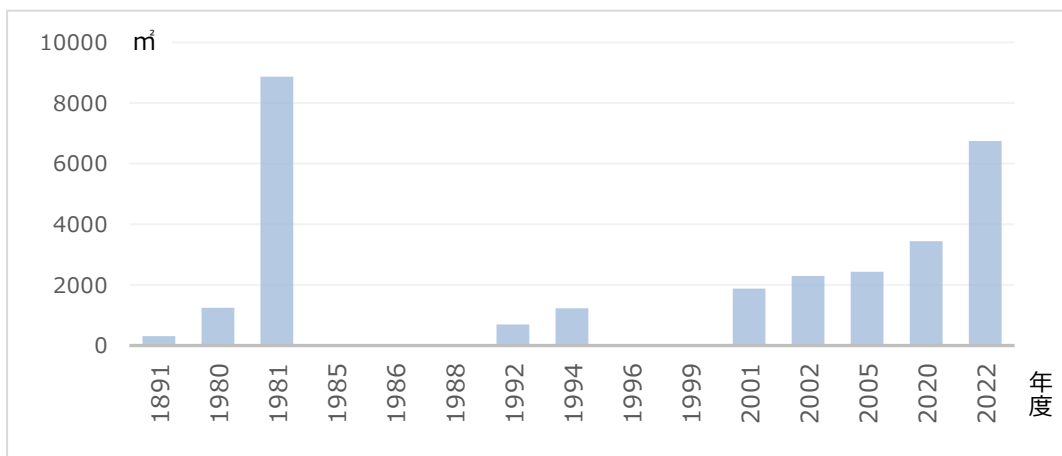
酒田市公共施設白書（平成 26 年 3 月）によると、酒田市が保有する公共施設は 638 施設、延べ床面積はおよそ 48 万㎡となっています。

本計画において、社会教育文化施設として扱う前章に掲げた 14 施設は、22 棟、2.9 万㎡となっており、公共施設全体の約 6% を占めています。

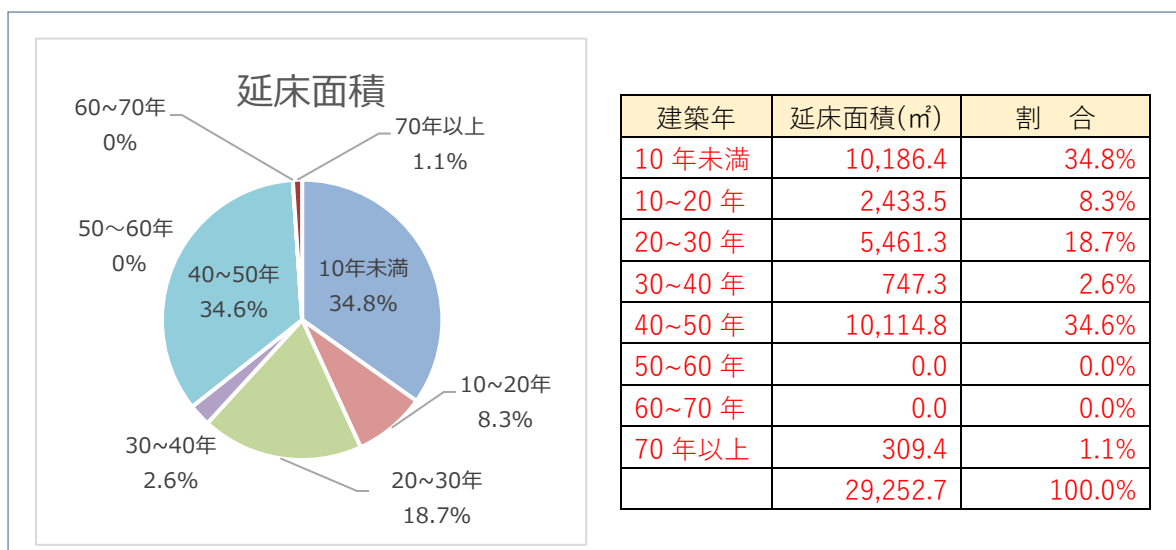
① 施設の保有量

社会教育文化施設の延床面積のうち、38.2% が建築後 30 年以上を経過しています。建築年が判明している施設のうち、最も古い建物は、清亀園（築 131 年）です。

図表 6 建築年別延べ床面積



図表 7 建築年代別延べ床面



② 利用者の推移

本市の人口は、1955年（昭和30年）の128,273人をピークに減少し、1980年にいったん回復したものの、その後は減少の一途をたどっています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計準拠では、2040年（令和22年）には74,617人となり、2015年（平成27年）に比べると約30%の減少となります。

社会教育文化施設の年間利用者数は、R2年度については、コロナ感染症の影響による施設の休館や活動の縮小(中止)などで利用人数が激減し、以降徐々に回復しつつあるものの、いまだコロナ禍前の利用者数には至らない状況です。今後の利用者数に関しては、コロナ感染症の影響のみならず、本市の人口減少も加味されますます減少していくことが予想されます。

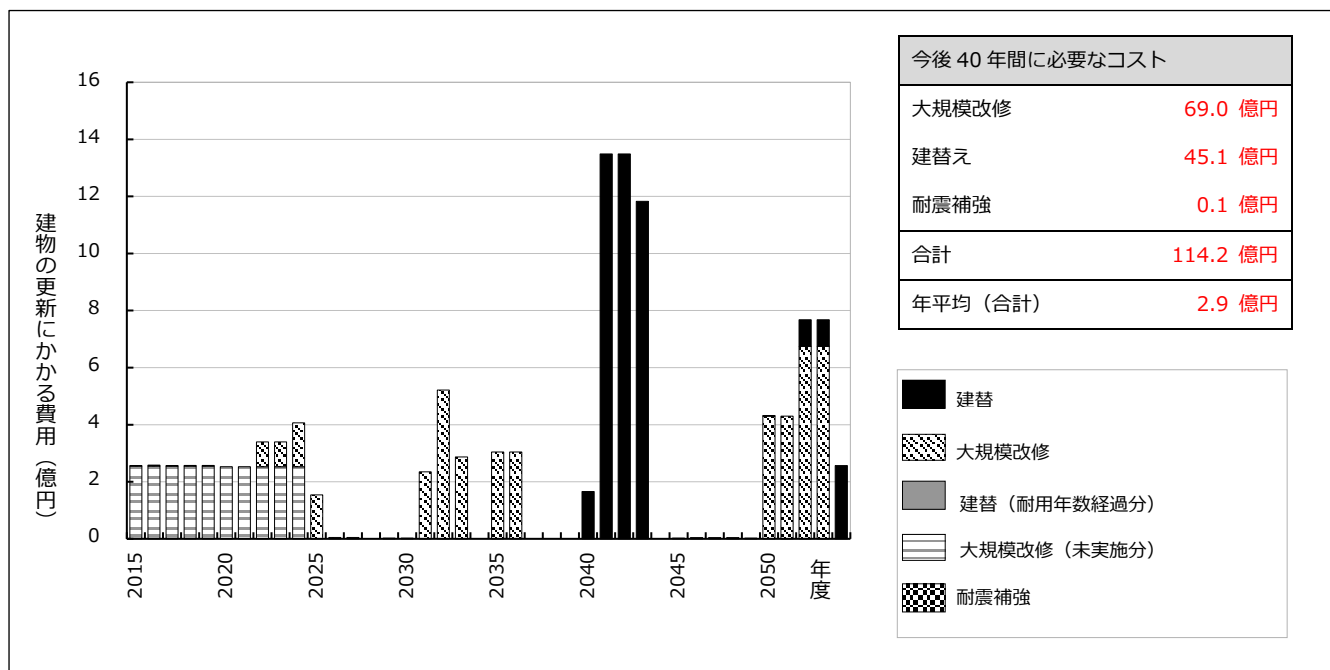
図表8 社会教育文化施設の利用者の推移 (人)

施設名	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)	2020 (R2)	2021 (R3)
ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	15,242	15,161	14,481	4,745	6,862
公益研修センター	57,111	44,585	51,677	51,677	94,279
出羽遊心館	24,051	19,697	21,705	3,937	4,011
清亀園	5,691	5,358	4,938	389	612
八森窯体験学習施設	25	39	22	0	0
眺海の森天体観測館（コスモス童夢）	1,056	1,003	511	650	638
ひらた生涯学習センター	20,134	17,619	16,776	7,057	2,400
中央公民館	141,458	132,653	134,217	62,069	84,433
中央図書館(R4.1～移転準備のため閉館)	222,680	227,710	217,275	145,445	129,382
(新)中央図書館(酒田駅前交流拠点施設ミライニ内)(R4.5 グランドオープン)	-	-	-	-	-
八幡分館	19,439	19,944	18,372	11,892	14,855
松山分館	-	-	-	-	-
ひらた図書センター	55,173	61,481	56,708	39,394	52,409
合 計	562,060	545,250	536,682	327,255	389,881

③ 今後の維持・更新コスト

公共施設適正化基本計画の策定時に試算した社会教育文化施設の将来コストは、40年間でおよそ**114.0億円**となり、1年あたり**2.9億円**となっています。

図表9 今後の維持・更新コスト（公共施設適正化基本計画策定時）



（2）劣化状況等の評価

建築基準法第12条に基づく定期点検等の法定点検、日常的な見回りや点検等により施設状況の把握に努めております。本市の公共施設は全体的に老朽化しており、今後、大規模改修が必要とされる施設が多くあるため、下記の調査実施基準により簡易劣化調査を実施しました。（簡易劣化調査の概要は資料を参考）

屋根（防水）、外壁、外部建具、内部（仕上げ）、電気、給排水、空調の部位ごとに劣化状況を調査し、劣化度を判定しました。（図表11）

なお、図表12に劣化の進行具合と劣化度評価の目安を示します。

簡易劣化調査実施基準

- ・ 利用状況 一般市民が利用する建物
- ・ 延床面積 200㎡を超える建物
- ・ 築年数 鉄筋コンクリート造 30年
鉄骨造・木造 25年
- ・ 適正化実施方針 第3・4期対象施設（2028～2057年）
- ・ 構造耐震基準 新耐震基準に適合している建物

図表 10 社会教育文化施設の状況

分類	施設名	建物名	建物状況							行政コスト R03年度 (円)	年間利用者数 R03年度 (人)	
			建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	構造 形式	耐震補強	アスベスト 対策	バリアフリ ー 整備状況			
生涯学習施設	ひらた農村コミュニティ カレッジ拠点施設		2002(H14)	20	2,294.2	S造	不要	対策済み	県条例適合	13,326,800	6,862	
	公益研修センター	公益研修センター	2001(H13)	21	1,878.0	RC造	不要	対策済み	県条例適合	34,241,480	101,054	
		多目的ホール	2006(H17)	17	2,433.5	RC造	不要	対策済み	一部整備済 (建築物)			
	出羽遊心館	出羽遊心館	1994(H6)	28	1,230.0	木造	不要	不明	未整備	19,844,642	4,011	
	清亀園	清亀園	1891(M24)	131	309.4	木造	未実施	不明	未整備	3,113,883	612	
	八森窯体験学習施設	八森窯体験実習室	1996(H8)	26	39.7	木造	不要	—	—	0	0	
		八森窯上屋	1999(H11)	23	19.4	S造	不要	—	—			
	眺海の森天体観測館 (コスモス童夢)		1992(H4)	30	344.2	SRC 造	不要	不明	未整備	3,180,871	638	
	ひらた生涯学習センター	ひらた生涯学習セン ター		1980(S55)	42	1,243.8	RC造	実施済み	対策済み	一部整備済 (建築物)	11,680,772	2,400
		宿泊研修施設		1992(H4)	30	352.3	木造	不要	不明	未整備		
		物置		1986(S61)	36	13.5	S造	不要	不明	整備不要		
		楽焼小屋		1988(S63)	34	19.9	木造	不要	不明	未整備		

分類	施設名	建物名	建物状況							行政コスト R03 (円)	年間利用者数 R03 (人)
			建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	構造 形式	耐震補強	アスベスト 対策	バリアフリ ー 整備状況		
集会施設	酒田市中央公民館	総合文化センター	1981(S56)	42	8,802.8	RC造	不要	対策済 み	県条例適合	50,955,202	84,433
		楽焼小屋	1981(S56)	42	64.2	S造	不要	不明	未整備		
		駐車管理室	1981(S56)	42	4.0	S造	不要	不明	整備不要		
		倉庫	1985(S60)	37	17.4	木造	不要	不明	整備不要		
文化施設	(新)中央図書館(R4年5月グランドオープン)	(新)中央図書館(駅前交流拠点施設ミライニ)	2020(R2)	2	3,438.65	S造	不要	不要	整備不要	75,514,623	—
	八幡分館	八幡タウンセンター	2009(H21)	13	—	SRC造	不要	不要	県条例適合	10,023,745	14,855
	松山分館	松嶺コミュニティセンター	1988(S63)	36	—	RC造	不要	不明	一部整備済 (建築物)	898,752	—
	ひらた図書センター	ひらた農村コミュニティカレッジ	2002(H14)	20	—	S造	不要	対策済 み	県条例適合	13,582,002	52,409
その他の施設	酒田駅前駐車場(駅前交流拠点施設ミライニ)		2022(R4)	0	6,674.2	S造	不要	不明	整備不要		
	駅前バス停留所(駅前交流拠点施設ミライニ)		2022(R4)	0	73.5	RC・S 混構造	不要	不明	整備不要		

図表 11 簡易劣化調査結果

施設名	建物名	建築年度	築年数	調査 年度	屋根 (屋上)	外壁	外部 建具	内部	電気	給排水	空調	総合 劣化度
ひらた生涯学習センター	ひらた生涯学習センター	1980(S55)	42	2019	200	120	27.5	60	31.8	25.5	22.2	487
	宿泊研修施設	1992(H4)	30	2019	100	50	20	55	16.7	10	27.8	279.5
酒田市中央公民館	総合文化センター	1981(S56)	41	2022	40	0	12.3	15	16.4	44.2	25	152.9
出羽遊心館	出羽遊心館	1994(H6)	28	2022	0	75	25	5	27.3	20	0.0	152.3
松山分館	松嶺コミュニティセンター	1988(S63)	34	酒田市公共施設整備方針に記載								
		劣化度 最大値			200	200	100	100	100	100	100	900

図表 12 劣化度評価基準（参考値）

基準	劣化度評価（参考値）						
	屋根 (防水)	外壁	外部建具	内部 (仕上げ)	電気	給排水	空調
健全 機能上支障なし	0	0	0	0	0	0	0
部分的に劣化 今後、機能上支障を生じる可能性あり	50	50	25	25	25	25	25
全体的に劣化 機能上支障あり	100	100	50	50	50	50	50
早急な対応を要する 機能上・安全上支障あり	200	200	100	100	100	100	100

3) 個別施設の状況

① ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設（シアターOZ）

所在地：酒田市飛鳥字契約場 35 番地

建設：2002 年 7 月完成

施設：シアターOZ 588.1 m²（定員 212 名）

楽屋 2 室 41.2 m²

会議室 59.9 m²

視聴覚室 86.7 m²

展示ギャラリー



ひらたタウンセンターは、「健康福祉センター」と「農村コミュニティカレッジ」で構成された複合施設で、地域住民はもとより市民の健康・福祉活動、生涯学習の拠点となっています。

開館以来 20 年が経過し、建築設備や機械設備等は保守点検を定期的に行っていますが、耐用年数を超過しているものが多く、経年劣化による故障が相次いでいるため、利用者が安全で安心して利用できるよう、設備の更新と早期の改修が求められています。

シアターOZは、小さいながらも音響に優れ、楽屋・ファミリーボックスも備えた本格的な小劇場です。文化活動の振興と各種の発表会を通じた広域交流の場として人気がありますが、舞台音響設備・照明設備・舞台機構設備・映像設備の全てが、施設オープン時からほぼ更新がなく、機器の多くが生産終了品のため、故障時の修理対応ができない状況です。市内にある他施設のホール機能・規模・利用状況を勘案し、ホールの在り方について見直していきます。

○利用者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	15,242 人	15,161 人	14,481 人	4,745 人	6,862 人

○令和 3 年（2021 年）までの大規模改修

・シアターOZ 吊物改修（2019 年：2,079 千円）

② 公益研修センター

所在地：酒田市飯森山三丁目 5-1
 （東北公益文科大学キャンパス内）

建設：2001年5月完成

施設：ホール 522.5 m²（定員 536 人）
 研修室 8 室 294.2 m²
 中研修室 2 室 357.0 m²
 小研修室 4 室 80.0 m²
 練習室 2 室 60.0 m²



指定管理団体：（学）東北公益文科大学（H28～R7 年度）

公益研修センター内にはホール、研修室等があり各種研修会・講演会等で使用されています。特にホールは各種講演会や大規模な研修会の会場として活用されています。

設備については、経年劣化により様々な不具合が発生している状況にあります。特に中央監視設備については令和 5 年 3 月を皮切りに順次消耗部品の供給が終了するため、全面的な設備改修が必要です。主装置が大学本棟にあることから改修の実施主体は大学となるものの、その設備特性から本棟とあわせた一体的な改修が求められており、引き続き大学側と改修計画について検討していく必要があります。

平成 17 年に建築されたホール棟の昇降機については、設置から 17 年が経過しており、巻上ロープ、ガバナロープの取替周期である 10 年を超過している状況にあります。また、施設については雨漏りが頻発しており、外壁のシーリングの亀裂、劣化による穿孔が発生しています。

社会教育施設のなかでも比較的新しい施設ではあるものの、毎年のように新たな不具合が発生している状況にあります。東北公益文科大学の学生が多く利用する施設でもあり、事故による影響を防ぐためにも、予防措置も含めた計画的な修繕が必要です。

コロナ禍以降、東北公益文科大学の授業利用が主となっており、他の施設に比べ利用者数は増加しています。

○利用者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	57,111 人	44,285 人	56,211 人	51,677 人	94,279 人

○令和 3 年（2021 年）までの大規模改修

・小研修室コワーキングスペース整備工事（2015 年：3,931 千円）

③ 出羽遊心館

所在地：酒田市飯森山三丁目 17 番地の 86

建設：1994 年 8 月完成

施設：ホール	153.0 m ²
研修室 2 室	131.3 m ²
和室 3 室	61.9 m ²
広間	61.0 m ²
茶室	10.8 m ²



平成 6 年 10 月の開館より、28 年が経過しており、各種設備等が耐用年数を超過しているものが大半です。

建物では広間の雨戸、濡れ縁等が経年劣化で老朽化が進んでおり、修繕が必要となっていますが、建築材料に国産の上質な材料を使用していることから、現在は価格高騰や入手自体が困難になっているものもあるため、修繕する材料について検討していかなければなりません。



畳も修繕の時期にきていることから計画的に修繕を要し、機械設備では、空調設備、浄化槽用ポンプ用制御盤の更新、人工水路床の漏水等への対応、庭園や駐車場では、破損した案内板や駐車場区画線の修繕も必要になっています。

施設利用については、高齢者の利用が比較的多い施設であることから園路の照明施設整備、男子便所の洋式化も必要になっています。

コロナ感染症の影響により、利用者の数に大きく影響を与えています。今後利用拡大のための活用(方策)を探っていくとともに、今後の施設の在り方について検討する必要があります。

○利用者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	24,051 人	19,697 人	21,705 人	4,011 人	4,517 人

○令和 3 年（2021 年）までの大規模改修

- ・出羽遊心館濡縁改修修繕（2009 年：7,644 千円）
- ・空調設備配管破裂による設備及び内装改修（2018 年：13,392 千円）
- ・出羽遊心館冷温水発生機器交換（2018 年：14,688 千円）

④ 清亀園

所在地：酒田市浜田一丁目 11-13

建設：1891 年 4 月完成

施設：全館 309.4 ㎡



築 100 年以上の建築ということもあり全体的に老朽化が見られるものの、日常的な軽修繕で建物を維持しています。しかしながら、近年、屋根の歪み、屋根瓦の劣化、内部にいたっては内壁の剥離や畳等のいたみが顕著で、今後大きな修繕が必要となる箇所がでてくるものと思われます。

施設の在り方については、施設全体が老朽化している現状にあること、利用者の高齢化等の影響により今後は利用者の減少がさらに加速することを踏まえ、施設の売却・除却等も視野に入れ検討する必要があります。

○利用者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	5,691 人	5,358 人	4,938 人	389 人	612 人

⑤ 八森窯体験学習施設

所在地：酒田市市条字八森 308
建設：1997年3月完成
施設：八森窯体験実習館 40.0 m²
八森窯上屋 19.4 m²



昭和63年度に酒田大火の際の仮設住宅を物置として利用し、その後窯を設置したものです。平成9年3月に八森窯体験実習館を整備しましたが、平成11年2月に窯の残り火から失火し、八森窯が全焼しましたが、平成11年5月、地元要望に応え八森窯（楽焼小舎）を再建しました。

電気、水道設備はなく、使用状況としては、特定の団体のみが減免を受けて利用している現状にあります。

特定団体も昨今ではコロナ感染の影響により利用していない状況から、今後は施設の売却や除却等団体との協議を進め早急に検討する必要があります。

○利用者数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	25人	39人	22人	0人	0人

⑥ 眺海の森天体観測館

所在地：酒田市土淵字甚治郎向 20-2

建設：1992 年 12 月完成

施設：全館 344.2 m²

口径 50 センチの大型望遠鏡による
天体の観測



指定管理団体：（特非）まちづくり n e t 松山（H28～R5 年度）

天体観測館は、市民の科学に関する知識と教養の向上を図り、及び観光の振興のため、平成 4 年度に整備し、平成 5 年 4 月から供用開始され 30 年経過しております。

口径 500mm の大型望遠鏡が 1 基あり、ニュートン・カセグレン併用式のフォーク型でコンピューター制御付き東北地方では有数の高性能望遠鏡です。その他小型望遠鏡、宇宙への興味を喚起するスターウォッチング等を展示し学習機能を備えています。

平成 25 年度より指定管理制度を導入し、施設運営を行っていますが、入館者の人数も年々減少し、さらに建物の老朽が著しく、館内の壁紙も剥離し、外壁には亀裂が見られるなど、経年劣化が進んでいる状況です。

また、望遠鏡及び開閉式ドームの経年劣化も進み、これまでもドーム回転車輪、ドーム屋根、ドームスリット修繕を繰り返しながら、何とか施設利用を継続してきましたが、今後の大規模な修繕は必須の状況です。

施設の入館者の減少や維持管理費に鑑みて、機能廃止に向けて協議を進めるとともに、建物についても立地している土地が県有地であることから、除却については、県との協議を行いながら検討していく必要があります。

○入館者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入館者数	1,769 人	1,062 人	511 人	650 人	638 人

⑦ ひらた生涯学習センター

所在地：酒田市北俣字仁助新田 31-1

建設：1980年7月完成

施設：多目的ホール 539㎡

調理実習室 30㎡

研修室 92㎡ 小研修室 12㎡

中研修室 48㎡ 大研修室 68㎡

和室2室 86㎡ 浴室2室 26㎡

テニスコート2面



ひらた生涯学習センターは、生涯学習の推進、地域づくりや青少年の健全育成等目的で昭和55年に開設され42年経過しております。宿泊機能や屋内の多目的ホール、屋外のテニスコート場を備え、市内外からのスポーツ合宿や野外体験、スポーツ推進の拠点として利用されています。

建物自体の経年劣化が顕著となっており、建物内外の壁面に多くの亀裂が生じています。また、屋上の防水シートの剥がれなどが原因と思われる雨漏りが館内で生じており、これらは早急の対応が望まれます。

電気設備としては、高圧コンデンサは耐用年数を超過し、令和9年度までにはPCB含有調査と処分が義務づけられているため、令和4年度から5年度にかけて更新する予定です。

また屋外テニスコートについては、令和3年度は照明をLED化に更新し、令和4年11月にはフェンスの更新も行っています。今後区内のみならず近隣市町からの利用者拡大も望まれます。

○利用者数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	20,134人	17,619人	18,603人	7,553人	2,764人
うち宿泊者数	701人	718人	441人	0人	20人

○令和3年(2021年)までの大規模改修

- ・多目的ホール耐震改修工事(2012年:22,106千円)
- ・調理室等改修工事(2018年:5,047千円)
- ・空調設備改修(2020年:4,400千円)
- ・テニスコート照明LED化改修工事(2021年:2,860千円)

⑧ 中央公民館（総合文化センター）

所在地：酒田市中央西町 2-59
 建設：1982 年 2 月完成
 施設：ホール 505.1 m²（定員 425 人）
 大・中・小会議室
 大・中・小研修室
 中・小練習室
 応接室 45.5 m² 特別会議室
 コミュニティルーム 584.8 m²



中央公民館（総合文化センター内）は、ホールやコミュニティルーム（体育室）、茶室、防音室、調理室、各会議室等を備え、市民の文化芸術活動の拠点として、昭和 57 年 4 月に開設され、現在 40 年経過しています。

建物全体としては、平成 27～29 年度に耐震補強工事を行い、加えて内外壁のタイル落下防止工事を行い安全性の確保が保たれたところですが、しかし、建築設備や機械設備等においては、耐用年数を超えているもの、さらに経年劣化により修繕すべき箇所が年々増加している状況にあります。今後は、定期点検報告を基に優先度の高いものから順次修繕や更新を行い、機能向上のため蛍光灯から LED 照明への更新も視野に入れていきます。

総合文化センターのホールについては、使用頻度の低い機能を使用不可にする措置(撤去等)を取るほか、必要な機能の不具合箇所を修繕することで、安全に配慮しながら必要最低限の機能を確保していく予定です。

○利用者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	141,458 人	132,653 人	134,217 人	62,069 人	84,433 人

○令和 3 年（2021 年）までの大規模改修

・ホールミキサー卓交換修繕（2000 年：1,449 千円）、・図書館外部サッシ交換工事（2002 年：19,845 千円）、・屋上トップライト改修工事（2004 年：4,809 千円）、・雨水管更正修繕（2006・7 年：14,258 千円）、・中央監視装置交換改修工事（2009 年：41,971 千円）、・屋上防水改修工事（2009 年：31,290 千円）、・エレベータ設備改修工事（2014 年：31,041 千円）、・内壁及びモール部鉄骨改修工事（2015 年：84,075 千円）、・耐震改修及び体育室天井改修（2015 年：53,294 千円）、・外壁及びトップライト改修工事（2015 年：90,300 千円）、・ホール天井改修工事（2016 年：60,133 千円）、・空調設備改修工事（2016 年：476,877 千円）
 ・トイレ洋式化改修工事（2019 年：4,466 千円）・非常放送設備更新工事（2019 年：3,025 千円）
 ・トップライト排煙窓交換工事（2020 年 4,565 千円）

⑨ (新)中央図書館

所在地：酒田市幸町一丁目 10 番 1 号

建設：2020 年 10 月完成(図書館・観光案内所)

2022 年 4 月完成(駐車場・バス上屋)

施設：図書館・観光案内所 3,438.5 m²(登記上)

(駅前交流拠点施設ミライニ内)

【駅前駐車場 6,674.23 m²(登記上)

駅前バス停留所(上屋) 73.5 m²(建築基準法上)

ミライニ広場 645 m²(占用想定エリア面積)】

指定管理団体：株式会社図書館流通センター ※

(R4～R8 年度)



※市立図書館の各分館(八幡分館・松山分館・ひらた図書センター)も含めて指定管理中

中央図書館は、令和 4 年 5 月の駅前駐車場のオープンに伴い、総合文化センター(中央西町)から酒田駅前交流拠点施設ミライニへ移転しました。

中央図書館は公共図書館であると同時に、賑わい創出と市民の交流の場を目指し、これまでの静かに「本を読み、本を借りる図書館」から、「市民が集い、語らい、学べる図書館」を目指し、指定管理者制度を導入し、様々な事業の企画運営を行っています。

また、市立図書館の分館である、八幡分館、ひらた図書センターについては、これまで同様適切な管理を実施しながら機能を継続しつつ、松山分館については、利用者数の減少が顕著なため、当該地域への図書館サービスの在り方などについて今後検討していきます。

○入館者数の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
中央図書館(文化センター内)	222,680 人	227,710 人	217,275 人	145,445 人	129,382 人※
八幡分館	19,439 人	19,944 人	18,372 人	11,892 人	14,855 人
松山分館	—	—	—	—	—
ひらた図書センター	55,173 人	61,481 人	56,708 人	39,394 人	52,409 人

※R4.1～移転準備のため閉館 R4.5(新)中央図書館オープン

(4) ホールの現状と機能維持の方向性

① 現状と設備機能の長期的な方向性

市内には市民会館「希望ホール」、公益研修センター、総合文化センター、シアターOZの4つのホールがあり、催事の内容、座席数や舞台機構の機能によりホールを選択して利用しています。これら4つのホール機能を現状のまま維持していくことは**財政的に困難**なことから、次のように機能分担を図っていきます。

市を代表するホールとして「希望ホール」を位置づけ、現在の機能を維持していくことを**原則としつつ、時代に合わせた設備の充実を図っていきます**。照明、音響及び吊物などハイスペックな設備を必要とする催事は市を代表する希望ホールを利用するなど、催事の内容によって利用するホールを棲み分けしていくなどの整理をしていきます。これに伴ってその他のホールの機能については、利用状況に応じた機能の縮小・**廃止**など整理をしていきます。

② 計画期間内の機能更新の方向性

前述したホール機能の棲み分けの方向性により、希望ホールは、市を代表するホールとして現状の舞台機能を継続して確保していきます。それ以外のホール舞台機能については、**各施設のホール更新の方向性に応じ、不要となる吊物機構などについては、撤去等の措置を行っていきながら、最小限の機能を確保するよう更新・改修を行います**。

○各ホール利用者数の推移

【単位：人】

ホール名\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民会館(大)	73,266	71,762	65,945	12,135	34,448
市民会館(小)	9,884	10,928	9,807	3,001	4,479
文化センター	15,219	12,061	12,349	4,283	6,540
公益ホール	18,935	22,414	22,176	40,800	68,990
シアターOZ	13,174	12,668	11,668	3,324	5,082
八幡交流ホール (※1)	17,651	25,343	16,492	6,263	7,271
平田農村環境改善 センター(※1、※2)	13,739	16,727	11,641	4,609	1,120
松山農村環境改善 センター(※1)	6,359	6,893	6,187	1,034	1,483

※1 参考までにホール機能を有する施設の利用状況を掲載

※2 R3.8月～新型コロナ感染ワクチン接種会場となったため人数の把握できない

○ホールごとの機能と今後の更新の方向性

施設名称	基本情報		計画期間内の更新の方向性
	定員	吊り物等機能の整備状況	
ひらた拠点施設 （シアターOZ） （ひらた農村コミュニティカレッジ）	212人	<p>【吊物機構】…電動昇降式 サスペンションライト：2本 映写用スクリーン：1本 緞帳：1本、 Horizont幕：1本</p> <p>【吊物機構】…手動昇降式 ポーターライト：2本、バトン：3本 アッパーHorizontライト：1本</p> <p>【吊物機構】…固定 袖幕：2本、引き割幕：1本 一文字幕：5本、バック幕：1本</p> <p>【映写設備】 プロジェクター：1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールは維持する。 ・原則、映画上映に特化し、最低限必要な機材について整備する。 ・経年劣化等により落下等危険のおそれがある吊物機構については、順次撤去等を検討し、安全に配慮する。 ・35ミリ映写機は更新しない。
（総合文化センター） 中央公民館	425人	<p>【吊物機構】…電動及び手動昇降式 照明バトン…4本 道具バトン…4本 緞帳：1本、暗転幕：1本、引割緞帳：1本、大黒幕：1本、Horizont幕：1本 袖幕：3本、スクリーン：1本 天井反射板：2 音響反射板…一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールは維持する。 ・映画上映会以外の音楽、発表会、合唱、講演会など現在の催事の内容に見合った最小限の機能を整備する。 ・経年劣化等により落下等危険のおそれがある吊物機構については、順次撤去等を検討し、安全に配慮する。
公益研修センター	536人	<p>【吊物機構】…電動昇降式 スクリーン：1本 バトン：1本</p> <p>【映写設備】 プロジェクター：1台（固定式）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールは維持する。 ・舞台機能としては、催事の内容に見合った最低限必要不可欠な装備と捉えている。 ・設置から17年経過し、今後経年劣化による計画的な修繕が必要になってくる。
酒田市公共施設整備方針		<p>【吊物機構】…電動昇降式 照明バトン：8本、道具バトン：15本 幕様バトン：可動プロセニウム幕：1本 緞帳：1本、引割緞帳：1本、暗黒幕：1本、大黒幕：1本、Horizont幕：1本、袖幕：4本、一文字幕：5本、 スクリーン：1本、東西幕：2本 音響反射板…一式 可動壁…一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市を代表するホールとして「希望ホール」を位置づける。 ・音響及び吊物など舞台機能は建設当時の機能の維持していく。 ・照明は維持管理経費の削減のためLED化する。
市民会館（大ホール）	1,287人		
（小ホール） 市民会館	150人	<p>【吊物機構】…電動昇降式 道具バトン：2本（手動昇降式）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

6 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準

(1) 改修等の整備水準

改修の整備水準については、平成 28 年度に策定した「酒田市公共施設長寿命化計画」に沿った整備に努めます。

酒田市公共施設長寿命化計画 基本方針

(1) 施設の安全性・性能の維持

- すべての施設について、定期的に点検・診断等を実施し、劣化状況を把握します。
- 対症療法的な事後保全*1から計画的な予防保全*2への転換を図り、点検結果を活用して計画的に補修・修繕を行い、施設の長寿命化*3を進めます。
- 計画的に大規模改修や建替えを行い、施設の安全性を確保するとともに、その時々々の要求性能を満たし、市民が利用しやすい施設を維持します。
- 施設管理者の建物保全に対する意識や技術を高め、日々の適切な保全を進めます。

(2) ライフサイクルコストの縮減

- 予防保全と事後保全を組み合わせながら、各施設の特性に適した保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- PFI や指定管理者制度などの公民連携手法や、点検や修繕等に係る新しい技術を積極的に活用し、施設の維持管理コストの削減を図ります。

(3) 財政負担の平準化

- 庁内横断的かつ中長期的な保全計画を作成し、突発的な修繕費の発生を抑制するとともに、大規模改修や建替えの実施時期を分散化させて、財政負担の平準化を図ります。
- 各施設の劣化状況や工事履歴等の情報を蓄積するとともに、効率的に収集・管理できる仕組みを構築し、工事優先度を定め、必要性の高い工事に絞って執行します。

* 長寿命化：計画的な保全（修繕や改修）を実施することにより、建物の構造的・機能的な寿命を延ばすこと。

*2 事後保全：機器の故障や、建築物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって、初めて修繕(建築物等の劣化した部分や部材、又は低下した性能や機能を、原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること)等の処置を施す方法。

*3 ランニングコスト：施設を建設した後の維持管理や運営に係る費用のこと。（光熱水費、人件費、修繕費など）

*4 予防保全：点検等によって建築物の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を常に把握し、現状では異常が見当たらなくても、時間の経過とともに劣化の状態を予測した上で、計画的に適切な処置を行うことにより、機能停止などを未然に防ぐ方法。

(2) 維持管理の手法

施設利用者の安全・安心を確保するために、法令に定められた点検を実施するほか、不具合等の早期発見に向け、年に1回以上、「施設点検マニュアル」に即した点検を実施します。

点検結果に基づき、施設の改修を行っていきます。

図表 13 主な法定点検の一覧

根拠法令		点検対象	点検内容	点検頻度
建築基準法	第12条第1項	・特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を越えるもの ・事務所等で、階数が5以上かつ1,000㎡を越えるもの	建築物の敷地及び構造の損傷、腐食、その他劣化の状況	1回/3年以内
	第12条第4項	・上記建築物の昇降機以外の建築設備（防火設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備等） ・昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機）、遊戯施設	損傷、腐食、その他劣化の状況	1回/1年以内
消防法	第17条の3の3	消火器具、火災報知設備（消防機関通報用）、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備など	機器点検（作動点検、機能点検、外観点検）	1回/6ヶ月
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、ハロゲン化物消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源設備など	機器点検（作動点検、機能点検、外観点検）	1回/6ヶ月
			総合点検(配線を含む)	1回/1年
高圧ガス保安法	第35条	1日の処理能力が20トン（フルカ-ホン）又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は50トン）以上の高圧ガスを用いる冷凍機	保安検査	1回以上/3年以内
	第35条の2	上記の冷凍機および、1日の処理能力が3トン（フルカ-ホン）（不活性のものを除く。）又はアンモニアを冷媒とする場合は5トン、フルカ-ホン（不活性のものに限る。）を冷媒とする場合は20トン）以上の高圧ガスを用いる冷凍機	定期自主点検	1回以上/1年以内
建築物衛生法	第4条	特定建築物の空気環境の調整（冷却塔、加湿装置、空気調和設備内の排水受け）	点検	1回/1ヶ月以内
			清掃	1回/1年以内
			空気環境の測定	1回/2ヶ月以内
		特定建築物の給水の管理	遊離残留塩素の検査	1回/7日
		貯水槽の清掃	1回/1年以内	
		飲料水の水質検査	1回/6ヶ月以内	
		特定建築物の排水の管理	排水設備の清掃	1回/6ヶ月以内
水道法	第34条の2	簡易専用水道（貯水槽の有効容量の合計が10㎡を越えるもの）	貯水槽の清掃	1回/1年以内
			水質検査	1回/1年以内
浄化槽法	第8条～第11条	浄化槽	保守点検	処理方式で異なる
			清掃	1回/1年
			水質検査	1回/1年
電気事業法	第42条	自家用電気工作物	保安規程の制定および自主点検	保安規程に基づく
ガス事業法	第40条の2	ガス湯沸器及びガス風呂釜、並びにこれらの排気筒及び換気扇	ガス事業者による調査	1回/40月
大気汚染防止法	第16条	ばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスタービン、ディーゼル機関等）	ばい煙量およびばい煙濃度の測定	設備の種類・仕様で異なる
フロン排出抑制法	第16条	全ての第一種特定製品（業務用の冷凍空調機器）	簡易点検(日常的な温度点検や外観検査等)	1回/3ヶ月
		一定規模以上の第一種特定製品（圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw以上の機器）	定期点検（専門家による冷媒漏えい検査）	1回/1年 又は1回/3年

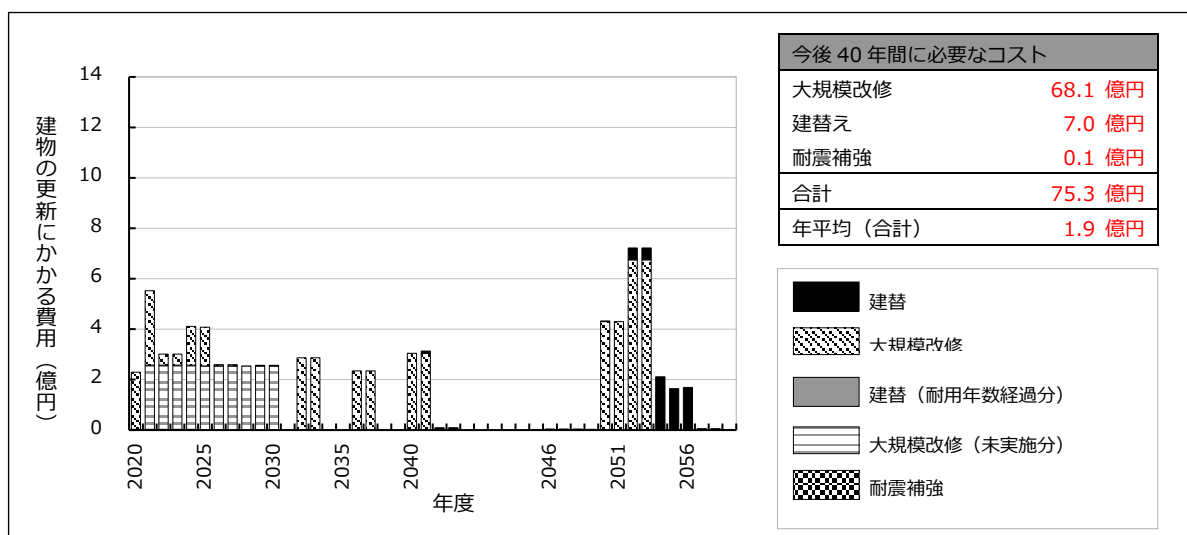
7 改修等の実施計画

(1) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）

社会教育施設について、建替えを中心とした従来型から、既存の建物をより長期間にわたって使用していく長寿命化型に方針を転換した場合の、施設の維持・更新コストを試算しました。

例えば、建物の使用期間を構造種別に応じて80年まで延長した場合、今後40年間の施設関連経費は総額75.3億円（1.9億円／年）となり、従来型の建替え中心の場合の114.2億円（2.9億円／年）より38.9億円ほど縮減されます。

図表14 今後の維持・更新コスト（長寿命型）



(2) 計画期間中の改修等の実施計画

各施設の実態を踏まえ、計画期間内の整備については次のとおりとします。

図表 15 計画期間内の改修等実施時期

施設名	工事内容	改修等実施時期										概算改修費用 (千円)	大規模改修 湯銭順位	備考
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031			
ひらた農村コミュニティカレッジ 拠点施設	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。 ※建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化
	舞台吊物機構改修（簡易化）			→										
	映像設備更新			→										
	照明調光操作卓更新				→									
	ホール天井改修													
公益研修センター	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。 大学との負担割合による ※建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化
	中央監視設備更新修繕			→										
	照明調光操作卓更新				→									
	ホール雨漏り修繕			→										
	ホール棟昇降機部品交換工事			→										
	館内照明LED化改修					→								
	ホール天井改修													
出羽遊心館	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。
	畳修繕（研修室・茶室・広間）				→							2,000		
	雨戸及び濡縁修繕			→										
	館内照明LED化改修				→									
清亀園	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。
八森窯体験学習施設	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。
眺海の森天体観測館（コスモ童夢）	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。
ひらた生涯学習センター	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。
	多目的ホール軒先修繕	→										3,190		
	雨漏り修繕（屋上防水シート全面張り替え）	→												
	館内照明LED化改修			→										

施設名	工事内容	改修等実施時期										概算改修費用 (千円)	大規模改修 湯銭順位	備考	
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031				
中央公民館 (総合文化センター)	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。	
	舞台吊物機構改修(簡易化)												39,493		
	舞台床改修												2,000		
	中央監視装置更新												14,410		
	屋上防水保護塗装														
	館内照明LED化改修														ホール、コミュニティルームを除く
	駐車場区画線修繕												1,500		
中央図書館	(定期点検)	← 定期的な点検に基づく修繕 →												定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえ計画的な修繕を実施する。	

※建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化は、建築基準法施行令第39条第3項で、特定天井の構造について規定されており、あくまでも、今後増築、改築、大規模な改修等を実施しない限り遡及適用は受けませんが、防災拠点施設の場合は、改修していった方が望ましいとの規定です。

8 社会教育文化施設整備計画の継続的運用方針

(1) 効率的な情報の管理と活用

施設に関する情報を管理し、効率的に活用するため、建築基準法第 12 条による点検等の法定点検の結果や施設点検の結果を整理するとともに、過去の部位毎の改修・交換履歴、事故・故障の発生状況等を蓄積し、計画的な修繕や長寿命化改修の検討に活用していきます。

(2) 推進体制等の整備

総合管理計画にある全庁的な基準・方針等を踏まえながら、日常管理・点検等を実施し、不具合個所の早期発見に努め、総合管理計画の所管課である行政経営課と情報を共有し、総合管理計画に基づく全庁的な体制の中で対応を図ります。

(3) フォローアップ

整備方針の推進に当たっては、定期点検等で得られた新たな情報や知見、利用者や地域住民、関係者等からのご意見、社会情勢などを踏まえて、計画期間内でも継続的に内容を見直し、随時反映してまいります。

資料

簡易劣化調査の概要

① 評価方法

建物の屋根（屋上）、外壁、外部建具、内部（仕上げ）、電気、給排水、空調の劣化状況を把握するため、安全に確認可能な範囲において目視による現地調査を実施し、劣化度を判定します。劣化状況が目視調査だけでは判定できない電気、給排水、空調については、経過年数や各種設備点検結果、施設管理者からの不具合情報を参考に評価します

② 劣化度の算定

簡易劣化調査により確認された劣化状況について、簡易劣化調査票（図表 16）を用いて、調査建物の仕様に合わせ、部位ごとに、各部位の評価項目全てが「機能上・安全上支障あり」とした場合の総評価点に対する、劣化状況に対応する評価点の合計により得点率を算定します。

部位ごとに算定された得点率に対して、部位の重要性を考慮して設定した図表 15 の掛け率を乗じて得た値を劣化度とし、この合計を総合劣化度とします。

全項目において「機能上・安全上支障あり」と判定された場合の総合劣化度は、900 となります。

$$\text{総合劣化度} = \left(\frac{\text{各部位の評価項目毎の劣化状況評価点の合計}}{\text{各部位の評価項目全てが「機能上・安全上支障あり」の場合の総評価点}} \times \text{部位別の掛け率} \right) \text{の総和}$$

図表 15 部位別の掛け率

部位	得点率への掛け率
屋根（屋上）	200
外壁	200
外部建具	100
内部（仕上げ）	100
電気	100
給排水	100
空調	100

図表 16 簡易劣化調査票

部位	得点率	確認項目	仕様	判定	劣化状況							
					A	B	C	D				
					機能上支障なし 健全 予防保全の視点で中長期的計画修繕	今後、機能上支障を生じる可能性あり 部分的に劣化 (目安：部位の30%未満) 予防保全の視点で中長期的計画修繕	機能上支障あり 全体的に劣化 (目安：部位の30~50%) 中期的（5年程度）計画修繕	機能上・安全上支障あり 早急な対応を要する (目安：部位の50%超) 早急（次年度）に対策				
屋根（屋上）	100	共通		・雨漏りがない	0	・原因が明確な雨漏りが少量	10	・原因が不明な雨漏りがあるが少量 ・原因が明確な雨漏りが複数	20	・原因が不明な雨漏りがあるが複数 ・原因が明確な雨漏りが大量	40	
		材質により選択										
		スリット防水+コンクリート押え（※）		・ほぼ劣化なし	0	・保護層、目地部材にわずかに劣化あり	10	・保護層、目地部材の一部に著しい浮きや亀裂等の損傷あり ・目地部材等の一部に雑草繁殖	20	・保護層、目地部材全体に著しい浮きや亀裂等の損傷あり ・目地部材等に広範囲で雑草繁殖	40	
		スリット露出防水（※）		・ほぼ劣化なし	0	・トップコートの硬化やひびが一部あり	10	・材料の硬化、ひびがあり、材料端にはがれ、破断あり	20	・材料が割れ、収縮、立上り部分に脱落あり	40	
		塗膜防水（FRP防水）		・ほぼ劣化なし	0	・主剤の変退色や擦れが一部あり	10	・主剤の擦れ、ひび割れはく離が一部あり	20	・立上り部、出隅部の主剤の硬化を含め、ひび、割れ、はく離あり	40	
		シート防水（※）		・ほぼ劣化なし	0	・シート接着部のひびまたは一部剥離、シールのひびが散見	10	・シートの硬化、ひび、割れ ・シールのひび割れが全体的にあり	20	・下地が見えるようなはく離、はがれ、切断あり ・立上り部やシールの脱落あり	40	
		金属板置き		・ほぼ劣化なし	0	・かしまめに多少の緩み ・固定金具廻りの錆、止水材の劣化	10	・かしまめ部分の変形 ・屋根材自体の錆、塗装部分の白化、釘等の錆	20	・はく離あり ・解消が困難なドレンのつまりにより排水の機能を損なっている	40	
瓦置き		・ほぼ劣化なし	0	・ひびや割れが一部あり	10	・割れなどが散見される	20	・はく離あり	40			
ルーフトレン（※の場合）		・機能上支障なし	0	＝	＝	＝	＝	＝	20	＝		
外壁	100	共通		・雨漏りがない	0	・原因が明確な漏水が少量	10	・原因不明の漏水があるが少量 ・原因が明確な雨漏りが複数	20	・建物に変形あり ・B欄の※の状況が2面以上あり ・原因不明の漏水が複数	40	
		材質により選択										
		コンクリート打放し・モルタル・ALC +塗装		・ほぼ劣化なし	0	・モルタルの浮きやはがれが1面のみあり ・塗装材のはく離、割れあり ・塗装材のチョーキングあり	10	・モルタルの浮きやはがれが2面以上 ・塗装材のはく離、割れおよび鉄筋錆が1面程度 ・ALCに亀裂、はく離、損傷等が1面のみ	20	・モルタル部分のはく離あり ・塗装材のはく離、割れおよび鉄筋錆が2面以上 ・ALCに亀裂、はく離、損傷等が2面以上	40	
		タイル・タタキ		・ほぼ劣化なし	0	・表面に傷や穴、接合部のゆるみが1面のみ ・塗装のチョーキングが一部あり	10	・Bの状況が2面以上	20	・材料の変形、脱落、錆や劣化がある	40	
		タイル		・ほぼ劣化なし	0	・タイルの浮き、はがれが限定的	10	・タイルの浮き、はがれが2面以上	20	・タイルはく離により人的被害が予想できる	40	
		金属板 葺		・ほぼ劣化なし	0	・変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等が1面のみに見られる	10	・Bの状況が2面以上	20	・目地から錆が出ている	40	
		シート材		・ほぼ劣化なし	0	・硬化している	5	・亀裂あり	10	・シートをはがれ、脱落あり	20	
外部建具	100	共通		・雨水の浸入なし	0	・原因が明確な少量の雨水の浸入あり	10	・原因が不明な少量の雨水の浸入あり	20	・原因が不明な雨水の浸入が複数あり	40	
		過半の材質により選択										
		ガラス製		・外見、機能とも支障なし	0	・表面が荒れ、酸化が見られるが、機能上支障なし	10	・機能上問題がある（鍵がかかりにくい、開閉時に異音、傷や変形、開閉に多少手間取る等）	20	・機能上支障がある（鍵がかからない、枠・障子等に著しい錆や腐食があり、開閉困難） ・閉めて隙間あり	40	
		樹脂製		・外見、機能とも支障なし	0	・塗装のチョーキング、錆が一部あり	10	・機能上問題がある（鍵がかかりにくい、開閉時に異音、傷や変形、開閉に多少手間取る等）	20	・機能上支障あり、塗装のチョーキング、錆が全体にあり、建具が錆で欠損している	40	
		シート材		・ほぼ劣化なし	0	・硬化している	5	・亀裂あり	10	・シートをはがれ、脱落あり	20	
		自動ドア（駆動部分）		・問題なく動作するが、点検業者より更新を薦められている	0	・問題なく動作するが、点検業者より更新を薦められている	3	・異音や軽い振動があるが動作する	5	・動作に支障あり（止まる、遅い、がたがたゆれる、誤動作等）	10	
		自動ドア（障子部分）		・外見、機能とも支障なし	0	・表面が荒れ、酸化が見られるが、機能上支障なし	3	・機能上問題がある（鍵がかかりにくい、開閉時に異音、傷や変形、開閉に多少手間取る等）	5	・機能上支障がある（鍵がかからない、枠・障子等に著しい錆や腐食があり、開閉困難） ・閉めて隙間あり	10	
シャッター		・外見、機能とも支障なし	0	・シャッター、格納部分、ガイドレールに一部さびや腐食がある	3	・シャッター、格納部分、ガイドレールに著しいさびや腐食がある ・開閉時に異音がある。	5	・開閉できない ・閉めて隙間あり	10			
内部	100	躯体または下地材（コンクリート・モルタル・ボード）		・ほぼ劣化なし	0	・壁の下地一部にあはれあり ・床の一部に歩行に支障のない不陸あり	10	・壁の下地の広範囲にあはれあり ・床の一部に歩行に支障のない傾斜あり	20	・壁に亀裂あり ・視覚で認知できる窪みがあり歩行等に支障がある	40	
		天井仕上げ材		・ほぼ劣化なし	0	・一部に漏水の痕跡あり	5	・広範囲に漏水の痕跡あり	10	・亀裂あり	20	
		内装仕上げ材（塗装またはクロス）		・ほぼ劣化なし	0	・一部仕上げ材のはがれあり	5	・広範囲に仕上げ材のはがれあり	10	・全体的に仕上げ材のはがれあり	20	
		床仕上げ材		・ほぼ劣化なし	0	・一部仕上げ材のはがれあり	5	・広範囲に仕上げ材のはがれあり	10	・仕上げ材のはがれにより歩行等に支障あり	20	

部位	得点率	確認項目	仕様	判定	劣化状況						
					A	B	C	D			
					機能上支障なし 健全 予防保全の視点で中長期的計画修繕	今後、機能上支障を生じる可能性あり 部分的に劣化 (目安：部位の30%未満) 予防保全の視点で中長期的計画修繕	機能上支障あり 全体的に劣化 (目安：部位の30～50%) 中期的（5年程度）計画修繕	機能上・安全上支障あり 早急な対応を要する (目安：部位の50%超) 早急（次年度）対策			
電気	100	変電設備 (キュービクル)	・機能上支障なし	0	・変形、腐食が一部見られるが、機能上支障なし ・交換推奨年超過	10	・保守点検時に指摘あり (交換推奨年の1.5倍未満の場合を除く) ・今後の安全面が懸念あり 又は40年以上経過	20	・保守点検時に早急の改善の指摘あり ・不具合が頻繁に起き、安全面の大きな懸念あり ・固定部に亀裂、腐食があり	40	
		高圧区分閉器	・機能上支障なし	0	・交換推奨年超過	3	・交換推奨年の1.5倍の年数経過	5	・交換推奨年の1.5倍の年数経過かつ錆あり	10	
		分電盤	・機能上支障なし	0	・機能していない回路が1つある ・ 設置後30年以上経過	5	・盤に変形、腐食が見られるが開閉可能 ・機能していない回路が複数ある 又は40年以上経過	10	・盤に変形、腐食が見られ開閉が困難	20	
		蓄電池	・機能上支障なし	0	・機器本体に変形、腐食が一部見られるが、機能上支障なし	3	・機器本体に変形、腐食が多数見られる	5	・正常な電源供給をしない ・蓄電池に損傷、腐食、液漏れあり ・正常に点灯しない	10	40
		照明設備	・機能上支障なし	0	・過去に安定器一部更新あり 又は30年以上経過 ・既存の照明がLEDまたはHf蛍光灯以外のもの	10	・過去の安定器更新が1割以上 ・ 設置後40年以上経過	20	・劣化等で大量の漏水あり ・度々排水管の詰まりあり	40	
給排水	100	配管	・機能上支障なし	0	・劣化等で漏水等の懸念あり 又は30年以上経過 ・流れの悪い箇所が一部あり（簡易対策済みの場合に限り）	10	・劣化等で漏水等が複数箇所あり 又は40年以上経過 ・流れの悪い箇所が複数あり	20	・劣化等で大量の漏水あり ・度々排水管の詰まりあり	40	
		給水ホック	・機能上支障なし	0	・一部腐食は見られるが機能上問題なし ・設置後15年以上経過	3	・ホック等の劣化により漏水が顕著 ・機器から異音、異臭あり ・過去に1台更新している	5	・正常に作動しない	10	
		受水槽・高梁水槽	・機能上支障なし	0	・FRP製：設置後25年以上経過 ・鋼板製：設置後20年以上経過 ・ステンレス製：設置後30年以上経過	3	・固定部の一部に錆あり ・ 設置後40年以上経過	5	・ホック等に破損により漏水あり ・固定部に亀裂、または著しい腐食あり	10	
		排水ホック	・機能上支障なし	0	・一部腐食は見られるが機能上問題なし ・設置後15年以上経過	3	・ホック等の劣化により漏水が顕著 ・機器から異音、異臭あり 又は40年以上経過	5	・正常に作動しない	10	
		給湯設備	・機能上支障なし	0	・一部腐食は見られるが機能上問題なし ・ 設置後30年以上経過	5	・腐食が見られ、機能が低下 ・機器から異音、異臭あり 又は40年以上経過	10	・正常に作動しない	20	
		衛生設備	・機能上支障なし	0	・ひび割れ、ぐらつき等の劣化が一部あり 又は30年以上経過 ・和式便器が残っている（意図的なものを除く）	10	・ひび割れ、ぐらつき等の劣化が複数箇所あり ・ 設置後40年以上経過	20	・使用不可の箇所あり	40	
空調	100	熱源設備	・機能上支障なし	0	・空調の効きが一部が悪い、または設置後15年経過の どちらかに該当 ・一部腐食は見られるが機能上問題なし	10	・空調の効きが複数で悪く、かつ設置後15年経過 ・腐食が見られ、機能が低下 ・保守点検時に改善案がある ・機器から異音、異臭あり 又は40年以上経過	15	・全般的な機能不全がある ・正常に作動しない	30	
		空調設備	・機能上支障なし	0	・空調の効きが一部が悪い、または設置後15年経過の どちらかに該当 ・一部腐食は見られるが機能上問題なし	10	・空調の効きが複数で悪く、かつ設置後15年経過 ・腐食が見られ、機能が低下 ・保守点検時に改善案がある ・機器から異音、異臭あり 又は40年以上経過	15	・全般的な機能不全がある ・正常に作動しない	30	
		換気設備	・機能上支障なし	0	・換気状態が一部で悪い ・一部腐食は見られるが機能上問題なし ・ 設置後30年以上経過	10	・換気状態が複数箇所悪い ・腐食が見られ、機能が低下 ・機器から異音、異臭あり 又は40年以上経過	15	・全般的な機能不全がある ・正常に作動しない	30	
		中央監視設備	・機能上支障なし	0	・ 設置後30年以上経過	5	・ 設置後40年以上経過	10	・正常に作動しない	20	

件名	子どもの命を守る安全教育推進会議について
担当課	学校教育課（電話26-5775）
<p>【報告の概要】</p> <p>※ 第2回子どもの命を守る安全教育推進会議記録をもとに要約して記載し、報告するものです。</p>	
<p>実施報告（1）防災管理について</p> <p>① 防災教育研修会の持ち方について （内容：防災ハンドブックを活用した指導案づくり兼防災アドバイザー派遣打ち合わせ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災アドバイザー派遣校の先生と直接対面して、事前打ち合わせができた。そのおかげで事業の趣旨を理解いただき先生方から安心して授業をしてもらった。 ・「電子版酒田防災ハンドブック」を使用する側である学校からの意見をもらい、みんなでハンドブックを育てようという機運が高まった。 ・防災研修会で指導案を作成した成果もあり、各校で防災ハンドブックの活用が見られた。 ・中学校でも基本的には小学校と同じ活用である。校長講話の中で、リンクしているものを紹介し、クイズ形式にして興味を持ってもらえるようにした。 	
<p>実施報告（2）防災教育について</p> <p>① 防災アドバイザー派遣について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南平田小5年「マイタイムライン（防災行動計画）をつくろう」学区における避難計画 ・一條小4～6年「避難所生活に必要なものを実際に体験してみよう」段ボールトイレ、非常食づくり。 ・松陵小4年「災害クロスロード（岐路）で避難所シミュレーション」（例）「愛犬連れていくか、いかないか？」 ・八幡小5年「学区の防災マップをつくろう」弱者、共助の視点でマップ作り。 ・第六中、鳥海八幡中「避難訓練」に対する指導助言。 ・各校の工夫した取り組みがすばらしい。 ・危機管理課でも八幡小に出前講座で職員を派遣した。今後も率先して出前講座を受けたい。子ども自ら防災に取り組む動きが必要である。 ・受けた基礎教育を実際にどうつなげるか。先生方が各校でいかしている。八幡小では障がいのある人たちをどう助けていくかを考えた。理想的である。 <p>② 学区合同避難訓練の紹介（新堀地区）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年と園児が手を取り合い、一緒に避難する活動に感心した。 ・市全域に渡る災害も想定されるので、危機管理課としてもこのような取り組みを参考にしたい。 	
<p>実施報告（3）安全管理について</p> <p>①AEDの普及と啓発に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡小、富士見小6年生が簡易的人体モデルを使って、心肺蘇生講習会を行った。 ・楽しかったというアンケート結果であった。何かあったら大人に助けを求めることができるようになるための活動と捉えている。（消防本部救急課長） ・意義のある講習会であった。AEDが認知できた。子どもたちにとって修了証が励みとなる。45分で完結してくれるように配慮していただいた。（実施校校長） 	

次年度に向けての協議

- ・国の補助事業へステップアップするのだと理解している。AEDをジュニア世代が使用できると期待したい。
- ・年々事業が充実する一方で、学校現場は安全だけにしぼっているわけではないので負担増が懸念される。学校の負担増に繋がらないように教育課程編成を工夫していきたい。
- ・ハンドブックはタブレットでいつでも見る日常活用したい。
- ・防災アドバイザー両先生のおかげでここまでのものになった。国県のモデル事業に選定された酒田市の事例は胸をはって紹介したい。
- ・地域全体で共有し、底上げしていきたい。「率先避難者」となる共助につながる活動は小・中でこれだけできるのだと地域に紹介したい。

指導・助言より

- ・防災アドバイザー派遣が毎年確実に進化している。今年度は「簡易トイレ」「防災マップ」「防災クロスロード」など。子どもたちに大きな成長があった。
- ・「防災の教育」から、「防災で教育」を。防災教育も資質向上に寄与できる。
- ・来年も先生方の取り組みを支援したい。また、放課後に先生方のための研修会を合わせて開かせてもらいたい。
- ・防災ハンドブックが山形県の一つのモデルになっている。
- ・国事業として、山形県版の防災マニュアルを作る構想ととらえている。
- ・地域に密着した防災教育をお願いしたい。酒田市は100数十年の間に数回非常に強い地震に見舞われた地域でもある。甚大な被害と犠牲もあった。
- ・上記の件が、防災ハンドブックに反映されたらすばらしい。
- ・液状化で中学生が亡くなった例は酒田市だけ。酒田市内の小中学校の地盤はよくないということから、一次避難場所が本当にこれでよいのか検討してほしい。
- ・災害を伝承していく視点が大切。過去の地震と関連付けていくことが大切である。

振り返り

- 今年度は、防災アドバイザー派遣において、各学校の主体的な取り組みが見られた。次年度以降も主体的に取り組みを支援できるようにしていきたい。
- 来年度は、国の「学校安全総合支援事業」のモデル地区に選定された。本事業も活用しながら更なる防災教育の底上げを図っていきたい。

その他（各課等からの報告）【報告事項6】

件名	草刈作業時の飛石による事故と損害賠償の額の確定について（旧市立第五中学校）
担当課	企画管理課（電話26-5774）

【報告の概要】

旧市立第五中学校で草刈り作業中、飛石による事故が発生し、その損害賠償の額が確定しましたので、その概要を報告いたします。

1 事故発生年月日

令和4年10月24日（火） 午後2時30分頃

2 事故発生場所

酒田市酒井新田字水口80番地（旧市立第五中学校通路出入口付近）

3 損害賠償の相手方

宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号
東日本電信電話株式会社宮城事業部

4 損害賠償額

63,372円（酒田市の全額負担）

※損害賠償の額の確定に係る市長の専決年月日 令和5年1月25日

※示談締結日 令和5年1月27日

5 事故の状況

企画管理課校務員（SMaP）が草刈り作業をしていたところ、刈払機が石を跳ね飛ばし、近くにあった公衆電話ボックスのガラス1面を破損させたもの。

（事故発生場所）

